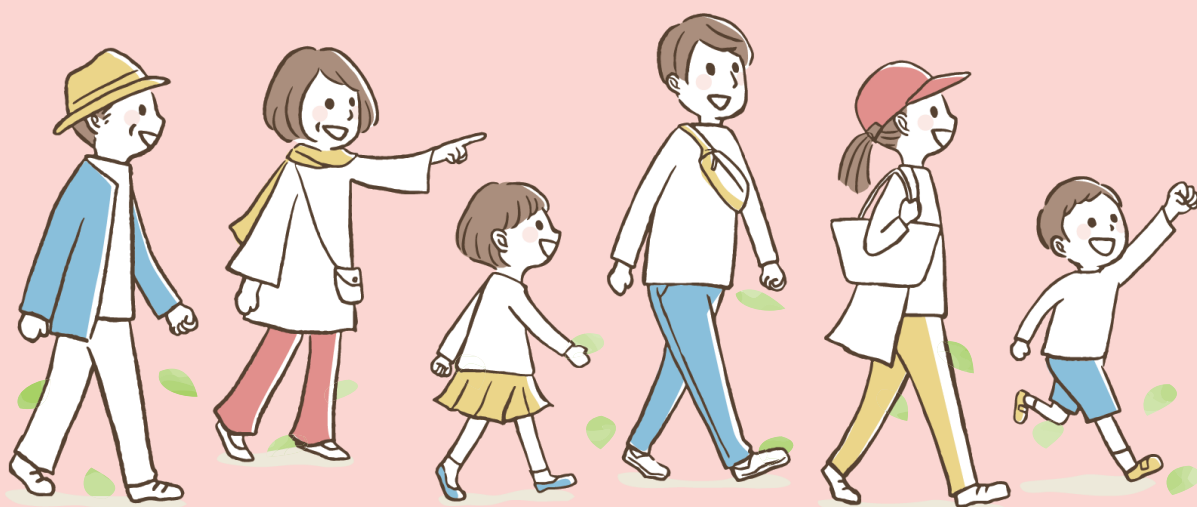


第3期 旭市子ども・子育て 支援事業計画

〔令和7年度～令和11年度〕

子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”



令和7年3月
旭市



は じ め に

旭市では、これまで「子育て育成プロジェクト」を重点施策の一つに掲げ、様々な子育て支援を展開し、安心して出産・子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的に少子化が急速に進行する中で、各家庭の抱える課題が複雑・深刻化するとともに、子育てに不安や孤立を感じる方が増加傾向にあるなど、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

このような状況の中、市ではこれまでの施策の評価を踏まえ、さらなる子育て支援を計画的に推進するため、この度、子ども・子育て支援法の改正に伴う新たな制度などを盛り込んだ「第3期旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもたちは、まちの宝であり、将来を担う未来の希望です。家庭、地域、職場など社会全体が一体となって子どもの健やかな成長を願い、子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の旭市の担い手を育成する重要な責務であります。第1期から継承する基本理念「子育てをみんなで支えあい、笑顔あふれるまち“あさひ”」の実現に向け、社会全体で子育てを支える体制を強化するとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目のない支援を提供することを目指し、各種施策を推進してまいります。皆様には一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました旭市子ども・子育て会議の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様、そして、日頃より子ども・子育て支援に携わっていただいている全ての皆様に心から御礼申し上げます。

令和7年3月

旭市長 米本 弥一郎



目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画の法的根拠	4
第3節	計画の対象	4
第4節	計画の位置づけ	4
第5節	計画の期間	5
第6節	計画の策定体制	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節	統計で見る本市の状況	9
第2節	市内の幼稚園・保育所等の状況	20
第3節	アンケート調査結果からみる子育ての現状	22

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	37
第2節	基本的視点	38
第3節	基本目標	39
第4節	施策の体系	41

第4章 施策の展開

基本目標1	安心して子育てできる地域づくり	45
具体的施策1	情報提供・相談体制の充実	45
具体的施策2	地域における子育て支援サービスの充実	46
具体的施策3	子育て支援ネットワークづくり	48
具体的施策4	幼児期の教育・保育等の充実	49
具体的施策5	子育てと仕事の両立の推進	51
基本目標2	親と子の健康づくり	53
具体的施策1	親と子への健康支援	53
具体的施策2	「食育」の推進	56

具体的施策3	思春期保健対策の充実.....	57
具体的施策4	小児医療の充実.....	58
基本目標3	心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり	59
具体的施策1	児童の健全育成.....	59
具体的施策2	家庭教育支援の充実.....	61
具体的施策3	地域の教育力の向上.....	62
具体的施策4	幼児教育の充実.....	63
具体的施策5	学校教育の充実.....	64
基本目標4	子どもが安心して育つ安全なまちづくり	66
具体的施策1	子どもの安全の確保.....	66
具体的施策2	子育てを支援する生活環境の整備.....	68
具体的施策3	有害環境対策の推進.....	70
基本目標5	援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	71
具体的施策1	児童虐待防止対策の強化.....	71
具体的施策2	ヤングケアラーへの支援.....	73
具体的施策3	ひとり親家庭への支援の充実.....	74
具体的施策4	経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援.....	75
具体的施策5	障がい児のいる家庭への支援の充実.....	81
具体的施策6	外国につながるのある子ども・家庭への支援.....	83



第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開

第1節	子ども・子育て支援新制度の全体像.....	87
第2節	新制度における給付制度.....	88
第3節	保育の必要性の認定について.....	89
第4節	教育・保育提供区域.....	91
第5節	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	92
第6節	子ども・子育て支援給付.....	94
第7節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	97

資料編

1. 用語解説	115
2. 施設一覧	118
3. 旭市子ども・子育て会議条例	121
4. 旭市子ども・子育て会議委員名簿	123

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、法令等に基づくもの、固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

■第4章 施策の展開における担当課の表記について

令和7年4月より課名が変更となるため、変更後の課名を表記しています。

■用語解説について

用語に「*」印があるものは、用語解説があるものを表しています。

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率*は平成29年では1.43、令和4年では1.26と減少傾向が続いています。一方、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととされました。令和5年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていく社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本方針として示されました。

本市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な少子化対策の取組を進めるとともに、「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、平成27年3月に「第1期旭市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実など、総合的な子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきました。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー*」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、切れ目のない支援による子育て環境の充実を図るために、「第3期旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の法的根拠

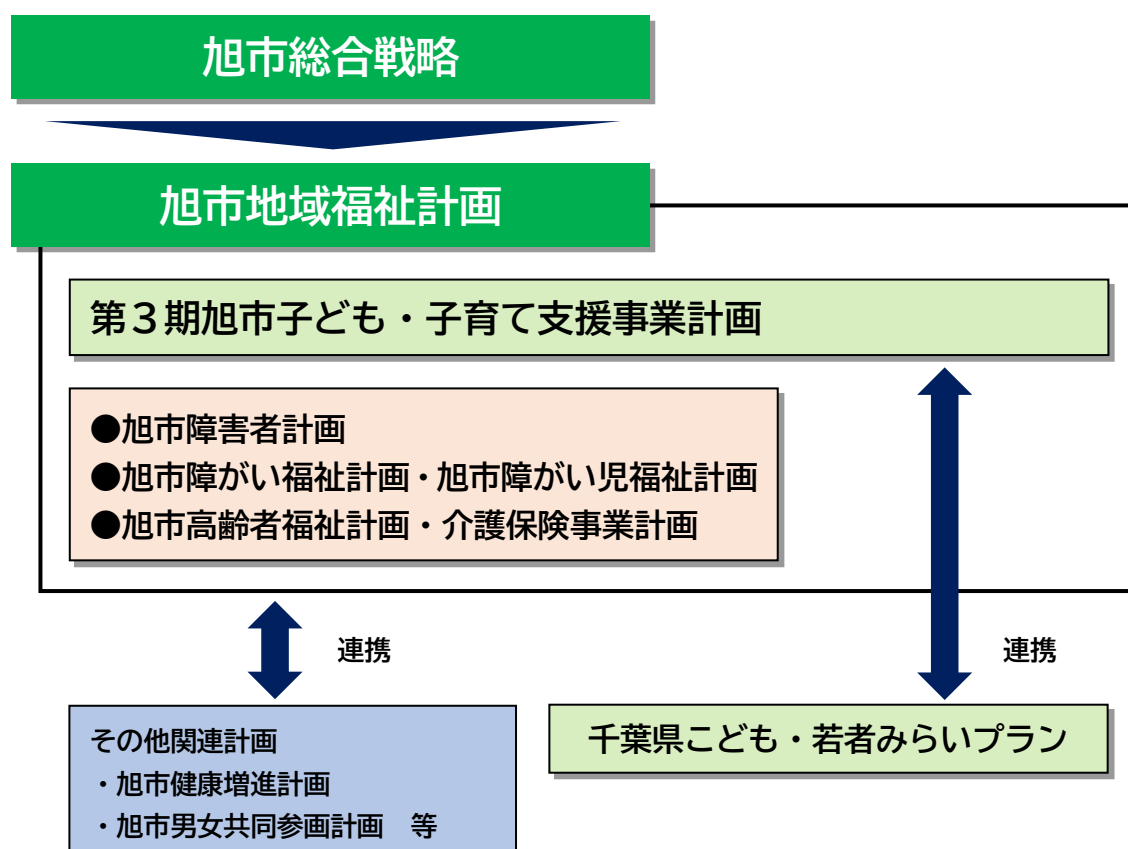
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね18歳未満とします。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「旭市総合戦略」をはじめ、福祉部門の上位計画である「旭市地域福祉計画」や、関連する「旭市障害者計画」、「旭市障がい福祉計画・旭市障がい児福祉計画」等との整合性を図り策定しました。



第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 旭市子ども・子育て支援事業計画					第3期 旭市子ども・子育て支援事業計画				
				計画策定	必要により見直し				計画策定

第6節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、子育て支援課が事務局を務める「旭市子ども・子育て会議」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

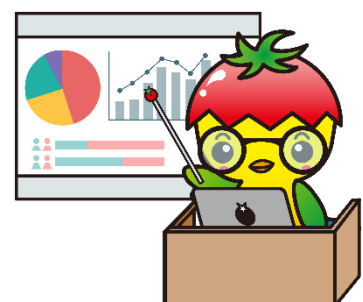
2. アンケート調査の実施

市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和5年12月12日から令和6年1月17日までの期間にアンケート調査を実施しました。

3. パブリック・コメント*の実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月23日から令和7年1月14日までの期間でパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本市の状況

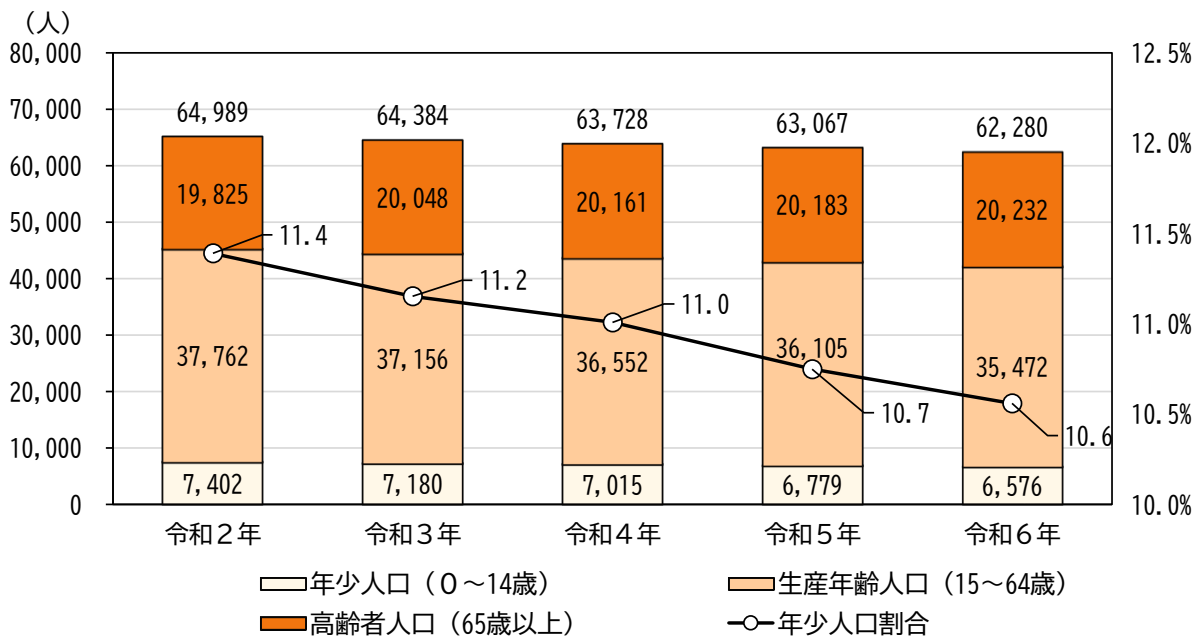
1. 人口の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で62,280人と、令和2年の64,989人と比べて2,709人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は6,576人と、令和2年の7,402人と比べて826人の減少で、年少人口割合は10.6%となっています。

〈総人口と年齢3区分別人口の推移及び年少人口割合の推移〉

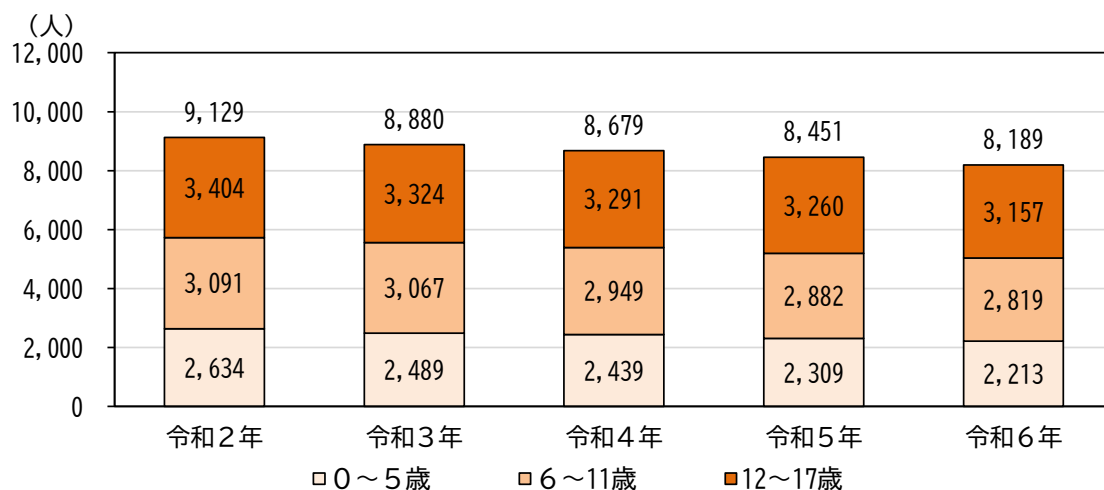


(2) 児童人口の推移

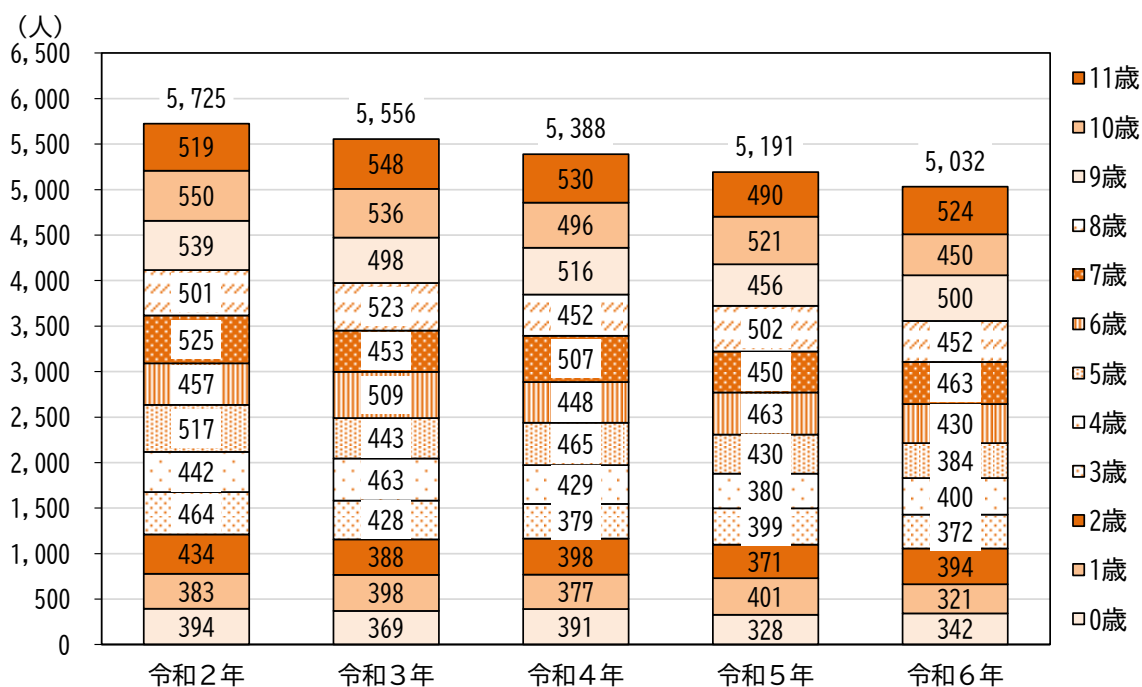
本市の児童人口は、減少傾向で推移し、令和6年で8,189人と、令和2年の9,129人と比べて940人の減少となっています。

11歳以下の児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和6年で5,032人と、令和2年の5,725人と比べて693人の減少となっています。

〈児童人口の推移〉



〈11歳以下の児童人口の推移〉



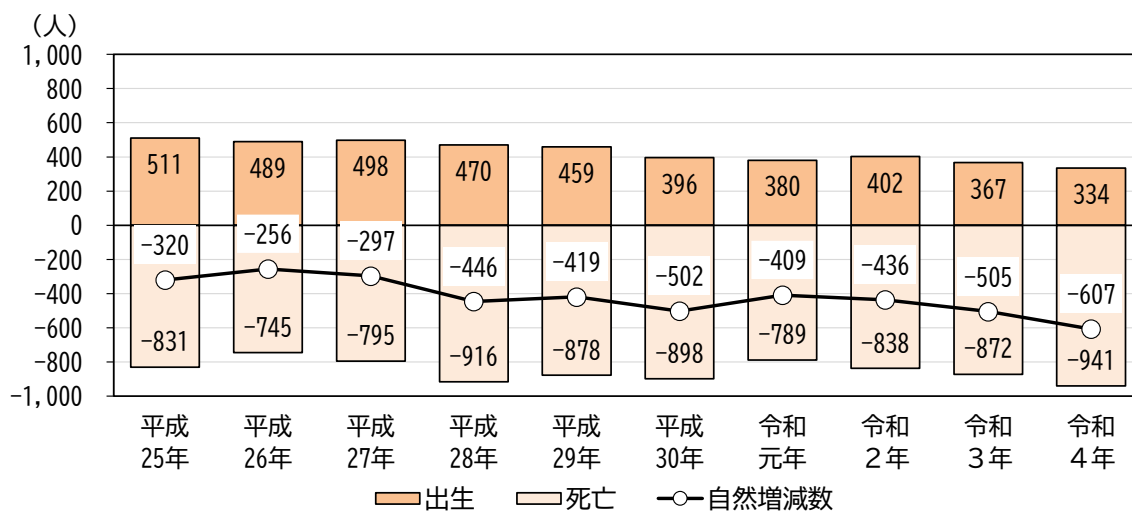
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然増減・社会増減の推移

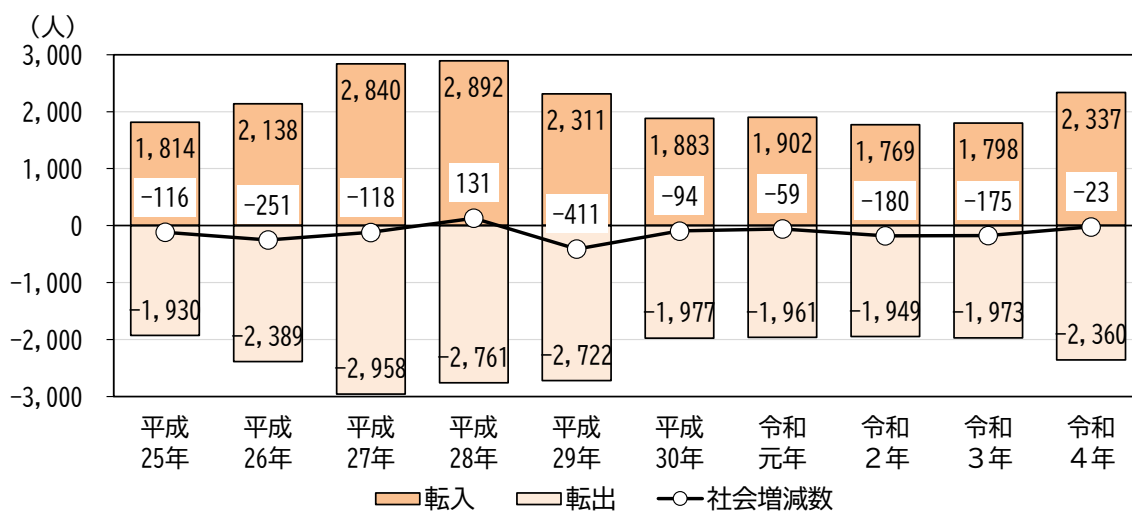
自然増減（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和4年は607人のマイナスとなっています。

社会増減（転入・転出による人口動態）は、平成28年を除き、マイナスとなっており、令和4年は23人のマイナスとなっています。

〈自然増減の推移〉



〈社会増減の推移〉



資料：千葉県常住人口調査

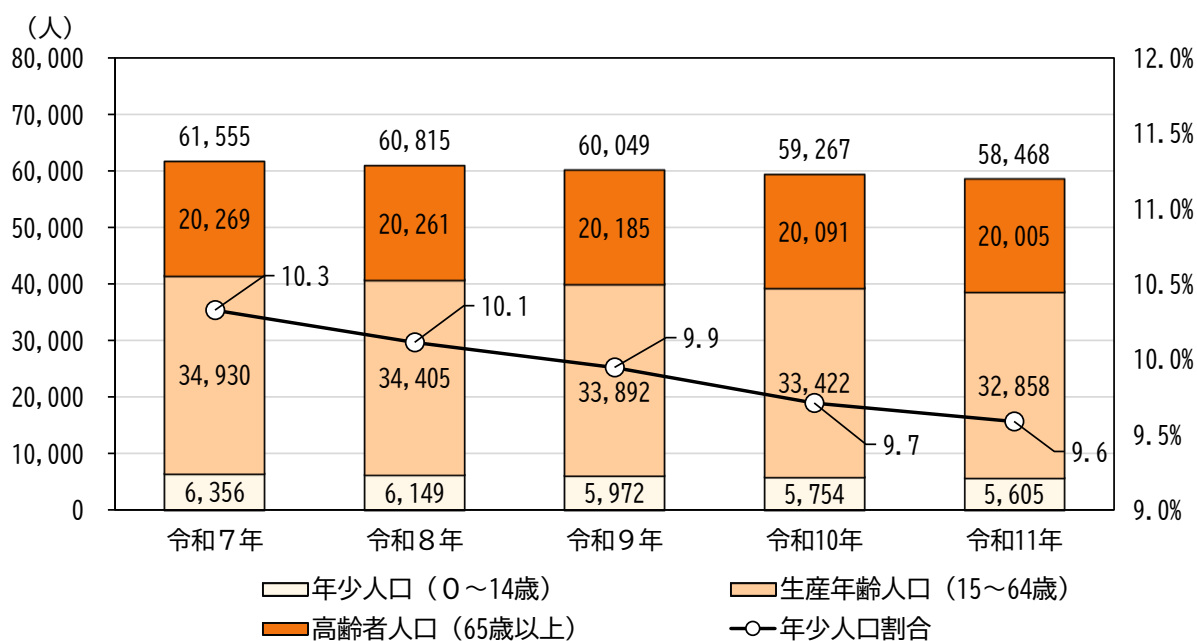
2. 人口の推計

(1) 計画期間における総人口と年齢3区分別人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法*によって将来人口の推計を行った結果、本市の人口は年々減少を続け、令和11年の総人口は58,468人と予測されます。

年齢3区分別の人口推計をみると、これまで増加傾向で推移していた高齢者人口は令和7年以降、減少に転じて推移していくことが予測されます。また、今後も生産年齢人口及び年少人口は減少傾向での推移が予測され、令和11年の年少人口は5,605人と、総人口に占める年少人口の割合は9.6%と予測されます。

〈総人口と年齢3区分別人口の推計及び年少人口割合の推計〉



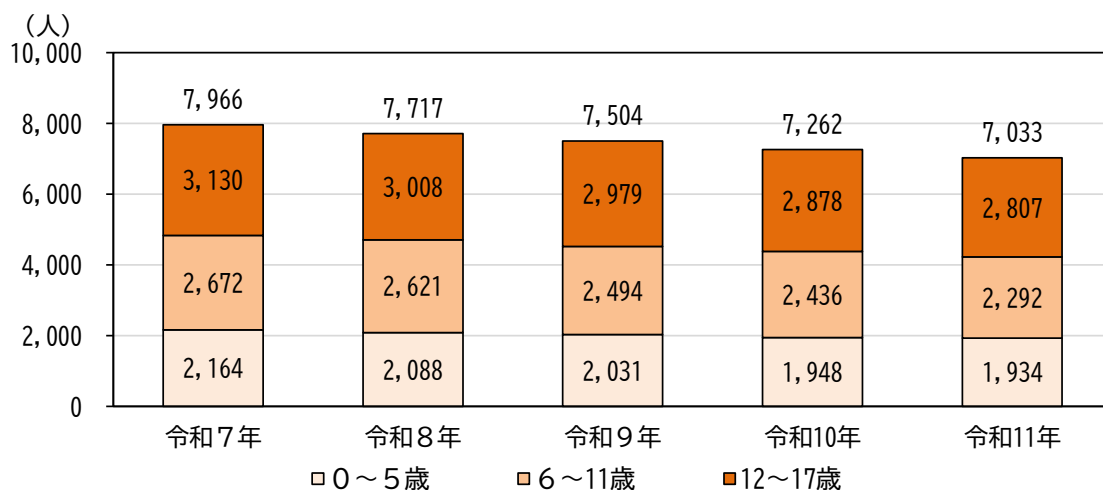
資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

(2) 児童人口の推計

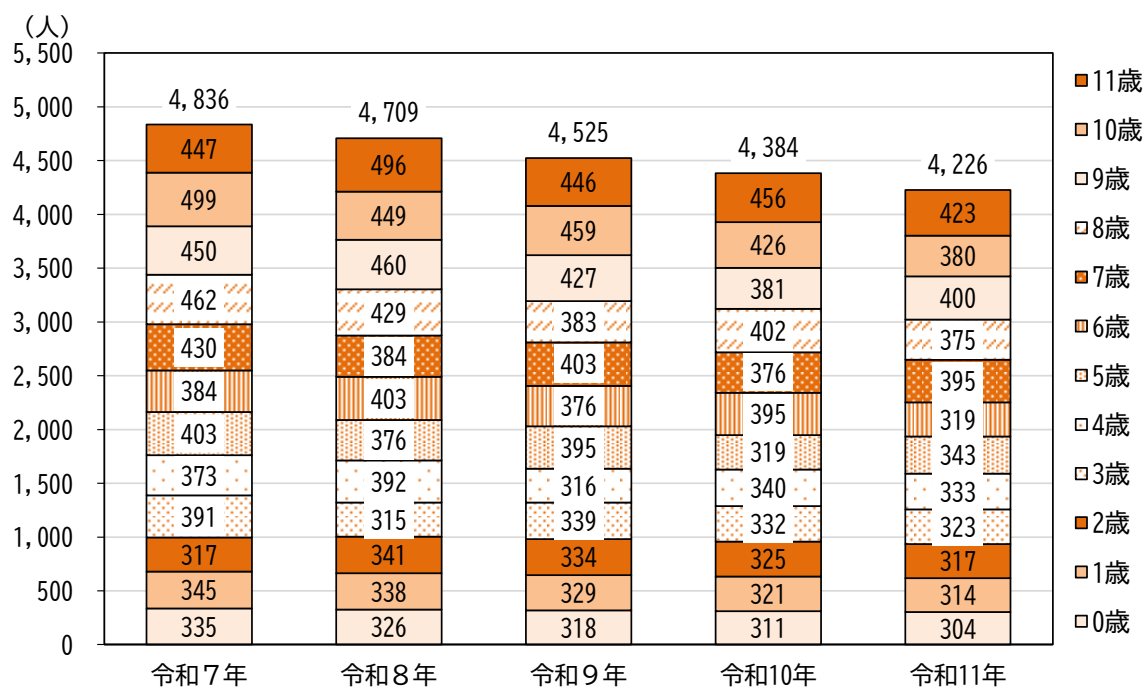
推計児童人口については、令和11年には0～5歳が1,934人、6～11歳が2,292人、12～17歳が2,807人になると予測されます。

11歳以下の推計児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和11年には4,226人と予測されます。

〈児童人口の推計〉



〈11歳以下の児童人口の推計〉



資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

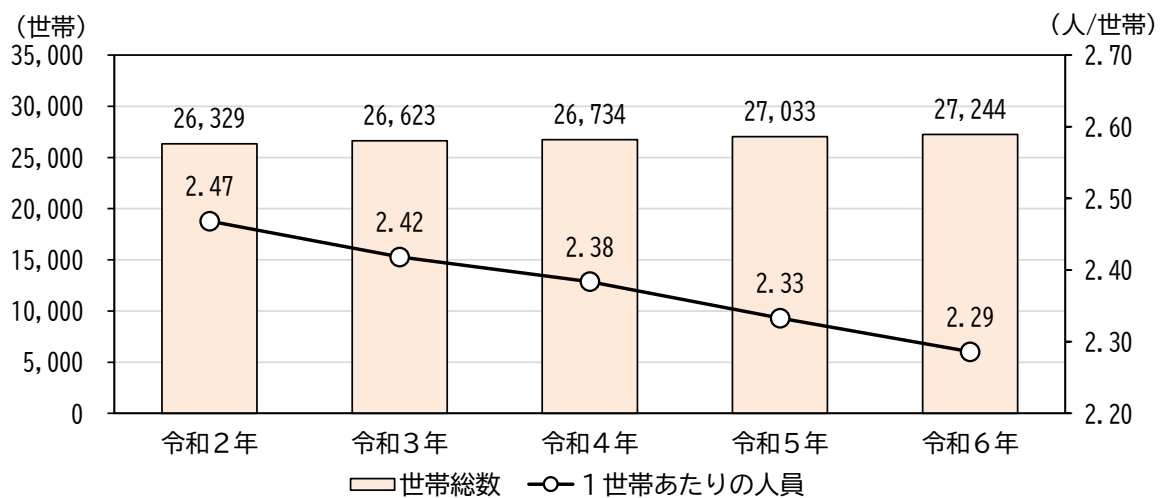
3. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で 27,244 世帯となっています。令和2年の 26,329 世帯と比べて 915 世帯の増加となっています。

1 世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は 2.29 人となっています。

〈世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移〉



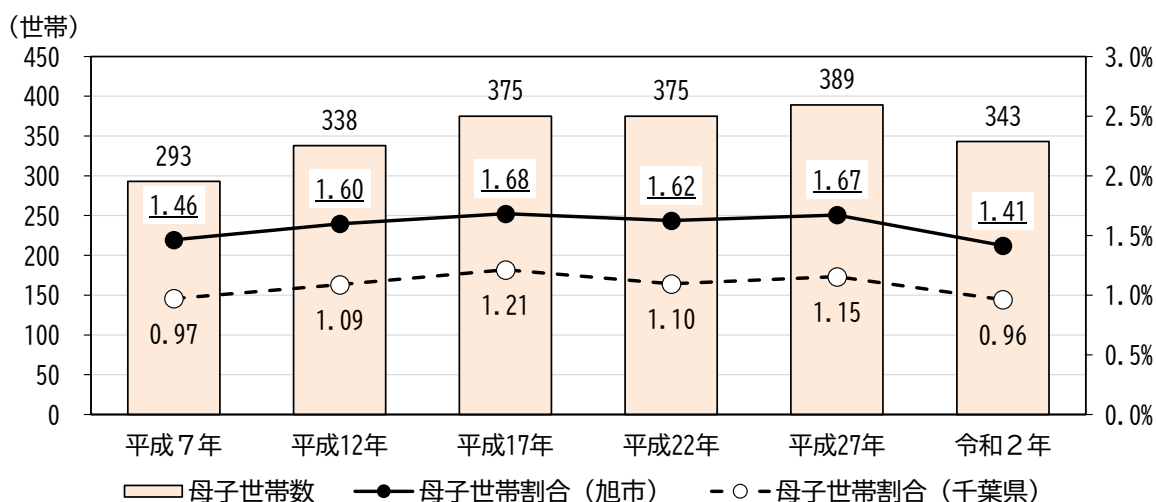
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

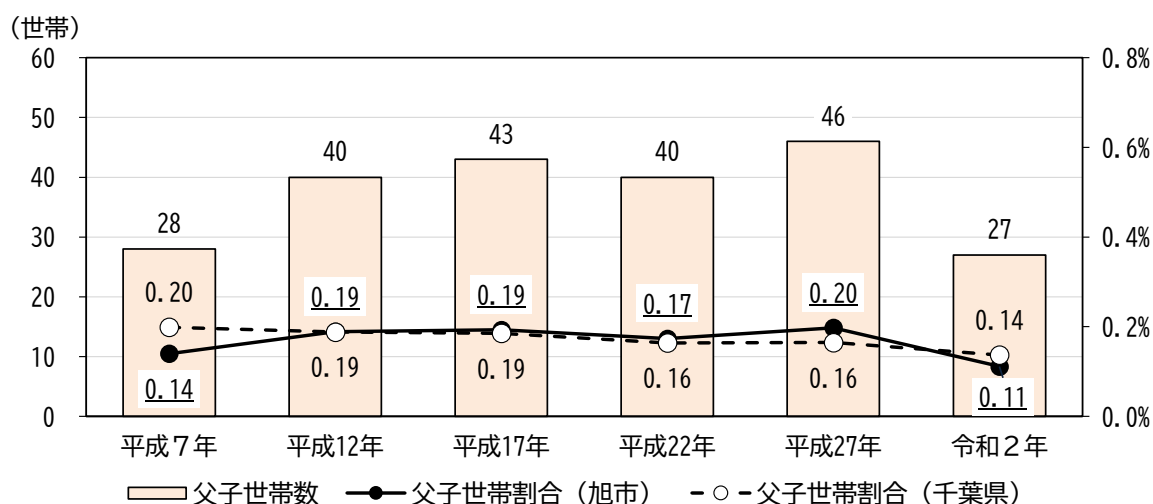
本市の母子世帯数は、令和2年で343世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.41%となっています。平成7年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、令和2年で27世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.11%となっています。平成7年以降、千葉県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



単位：世帯

一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
旭市	20,025	21,156	22,301	23,090	23,273	24,246
千葉県	2,008,600	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839	2,767,661

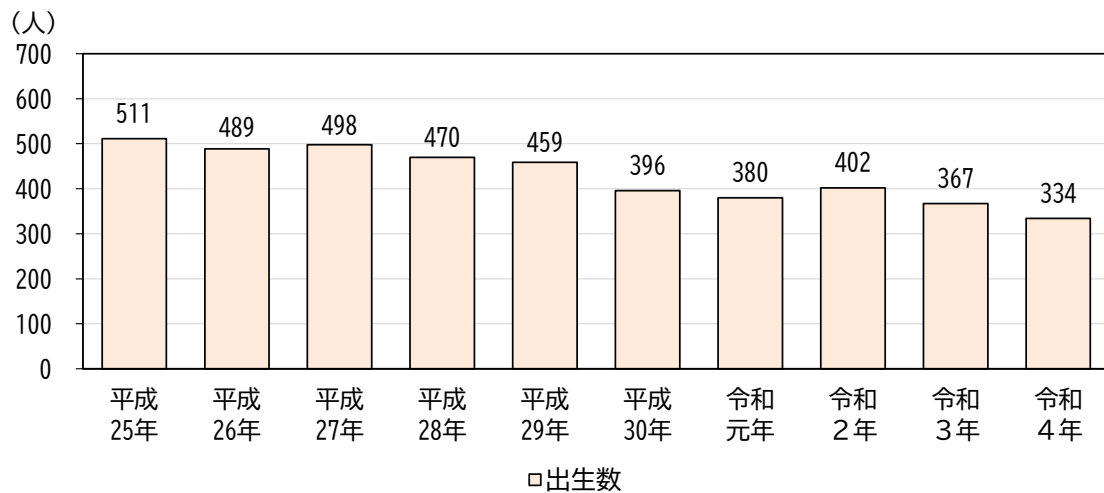
資料：国勢調査

4. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、増加と減少を繰り返しながら推移しているものの、総体的には減少傾向で推移しており、令和4年は334人となっています。

〈出生数の推移〉

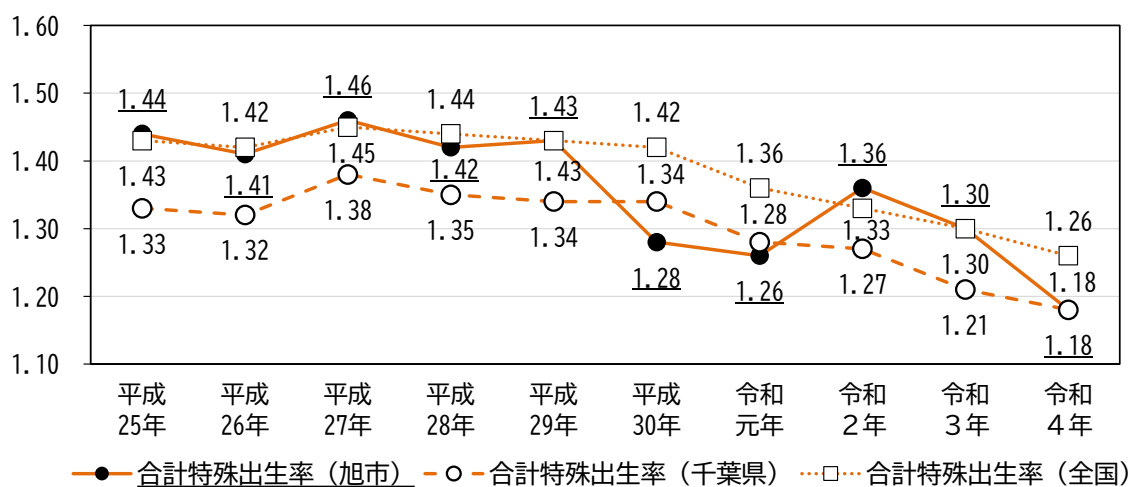


資料：千葉県常住人口調査

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和4年では、本市と千葉県がともに1.18、全国が1.26となっています。直近3か年の状況をみると、減少傾向で推移しています。

〈合計特殊出生率の推移〉



資料：千葉県衛生統計年報

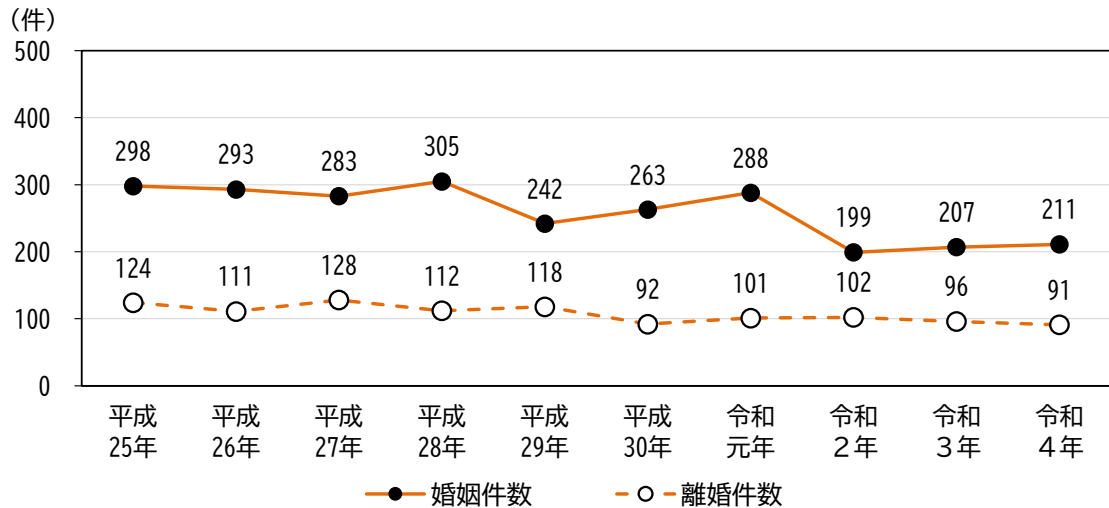
5. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和4年で211件となっています。10年前の平成25年の298件と比べて87件の減少となっています。

本市の離婚件数は、横ばいで推移し、令和4年で91件となっています。

〈婚姻件数・離婚件数の推移〉



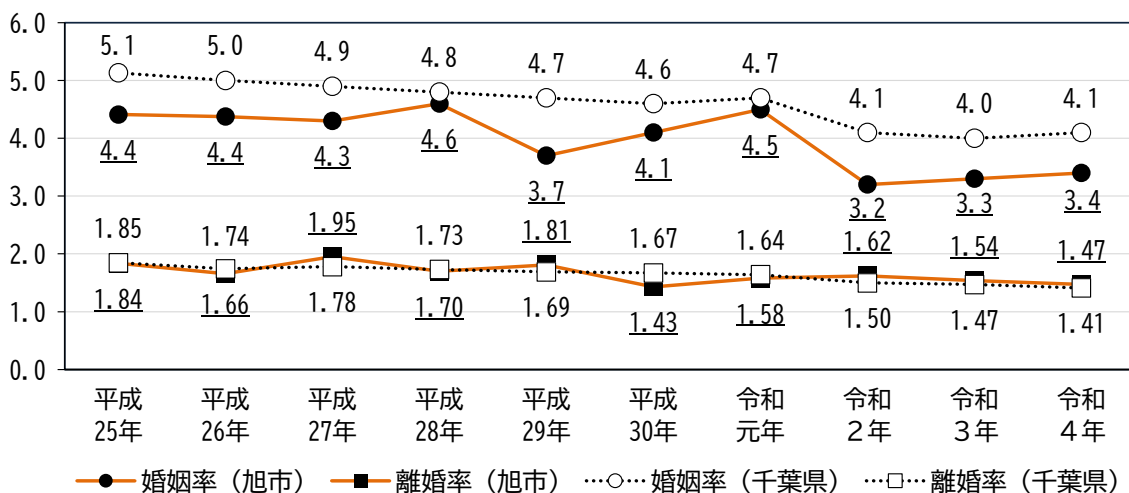
資料：千葉県衛生統計年報

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和4年は3.4となっています。

本市の離婚率は、千葉県と同様の数値で推移し、令和4年は1.47となっています。

〈人口千対の婚姻率・離婚率の推移〉



資料：千葉県衛生統計年報

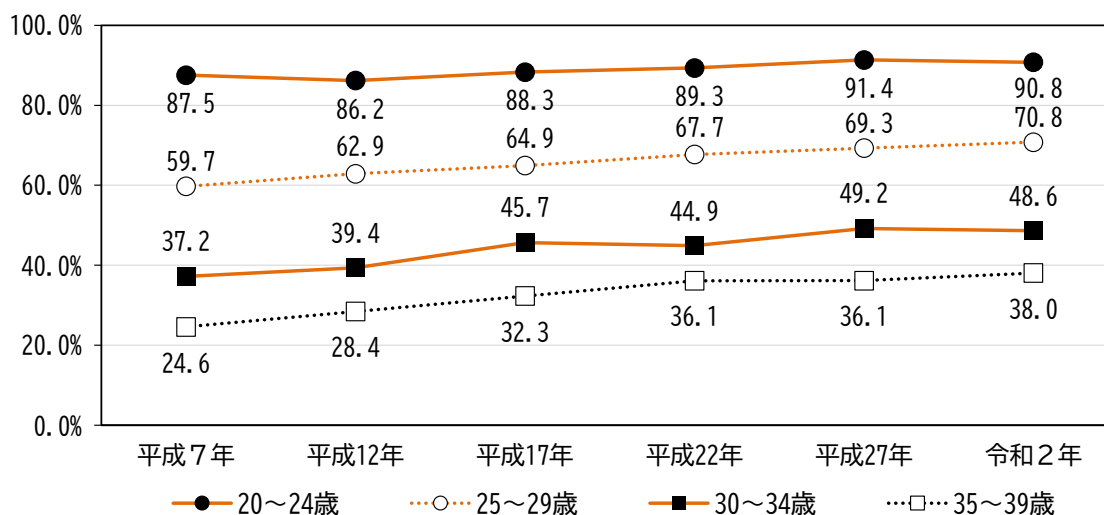
(3) 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、平成7年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で3.3ポイント、25～29歳で11.1ポイント、30～34歳で11.4ポイント、35～39歳で13.4ポイントの増加となっています。

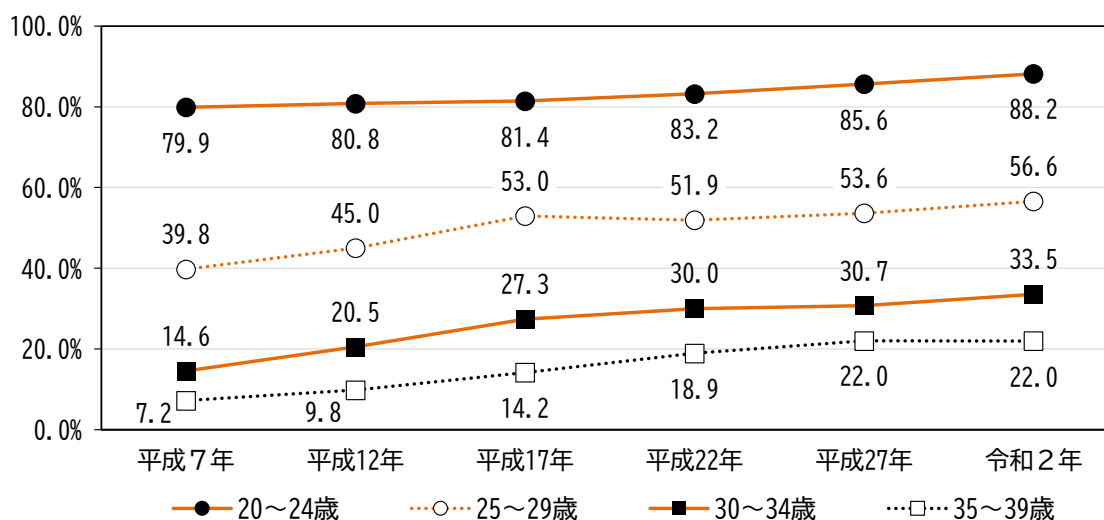
本市の女性の未婚率は、平成7年と比べて、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で8.3ポイント、25～29歳で16.8ポイント、30～34歳で18.9ポイント、35～39歳で14.8ポイントの増加となっています。

特に30～34歳、35～39歳の増加率が大きく、依然として、非婚化、晩婚化の傾向が続いています。

〈5歳階級別の未婚率の推移【男性】〉



〈5歳階級別の未婚率の推移【女性】〉



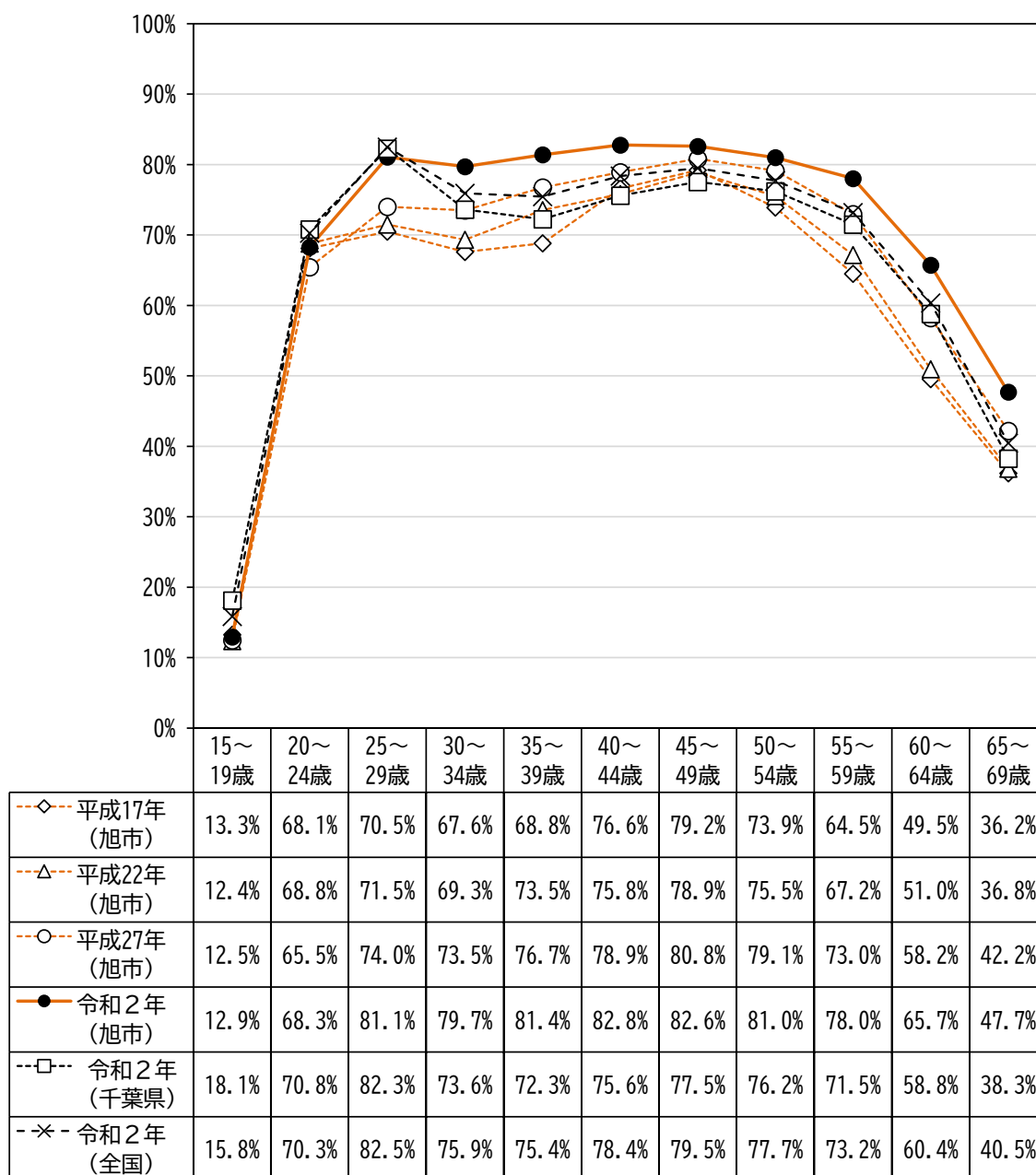
資料：国勢調査

6. 女性就業率*の状況

我が国の女性就業率は、出産・子育て期にあたる年代に離職することで一旦低下し、育児が落ち着いた時期に就業することで再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、これは本市においても同様ですが、平成17年以降、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、改善の傾向が見られます。

令和2年の30歳代の女性就業率は、千葉県、全国の数値を上回っているものの、25～29歳においては、千葉県、全国の数値を下回っています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査

第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況

1. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

本市における幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）は、令和6年5月1日現在で4か所となっています。在園児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は188人となっています。

〈市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用状況〉

施設数のうち（）は認定こども園の数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	4 (3)	4 (3)	4 (3)	4 (3)	4 (3)
定員	446	422	407	405	400
在園児童数	236	222	203	203	188
3歳	74	68	55	70	60
4歳	70	82	73	59	70
5歳	92	72	75	74	58

資料：子育て支援課・教育総務課（各年5月1日現在）

2. 保育所・認定こども園（保育所部分）

本市における認可保育所及び認定こども園（保育所部分）は、令和6年4月1日現在で21か所となっています。入所児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は1,540人となっています。

〈市内の保育所・認定こども園（保育所部分）の利用状況〉

施設数のうち（）は認定こども園の数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	21 (3)	21 (3)	21 (3)	21 (3)	21 (3)
定員	2,011	2,020	2,015	2,015	1,724
入所児童数	1,826	1,716	1,653	1,576	1,540
0歳	66	48	68	38	53
1歳	211	234	189	243	197
2歳	332	285	306	266	316
3歳	386	361	327	340	314
4歳	402	391	362	326	335
5歳	429	397	401	363	325

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

3. 小学校

本市における小学校は、令和6年5月1日現在で15校となっています。児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は2,782人となっています。

〈市内の小学校の状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	15	15	15	15	15
学 級 数	163	165	167	168	167
児 童 数	3,039	3,022	2,912	2,838	2,782
男	1,564	1,555	1,467	1,424	1,410
女	1,475	1,467	1,445	1,414	1,372
1年生	452	497	447	458	421
2年生	513	453	495	448	461
3年生	489	511	452	492	452
4年生	533	487	506	451	490
5年生	541	533	484	509	448
6年生	511	541	528	480	510

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

4. 中学校

本市における中学校は、令和6年5月1日現在で5校となっています。生徒数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は1,486人となっています。

〈市内の中学校の状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	5	5	5	5	5
学 級 数	66	62	66	67	68
生 徒 数	1,633	1,582	1,584	1,537	1,486
男	807	799	837	806	766
女	826	783	747	731	720
1年生	555	502	526	507	457
2年生	523	555	505	524	505
3年生	555	525	553	506	524

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第3期旭市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象
①就学前児童調査	就学前児童がいる 1,876 世帯
②小学生児童調査	小学生児童がいる 2,171 世帯

※令和5年11月1日現在、旭市に住民票があり、小学生以下のお子さんのいる世帯が対象。

(3) 実施概要

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和5年12月12日～令和6年1月17日

(4) 回収結果

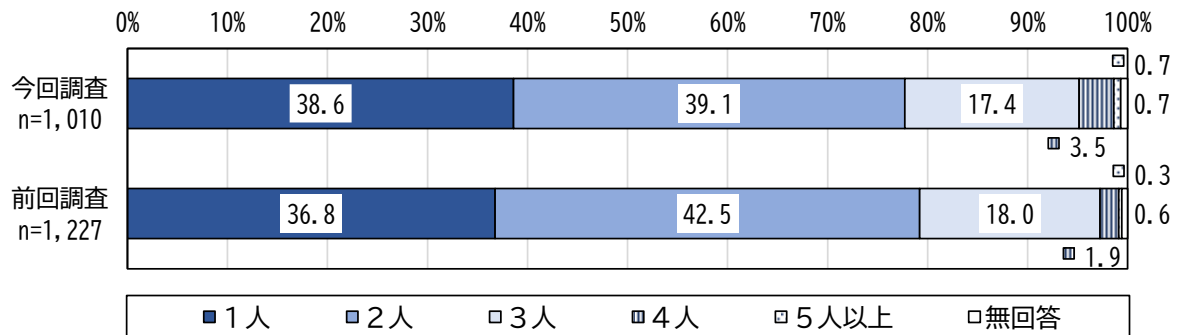
調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	1,876 世帯	1,010 世帯	53.8%
②小学生児童調査	2,171 世帯	1,036 世帯	47.7%

2. 就学前児童・小学校児童の調査結果

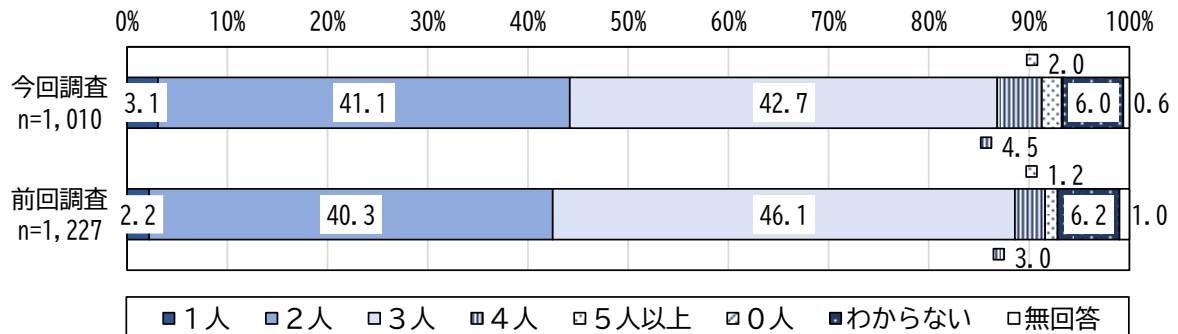
(1) 現在の子どもの数・理想とする子どもの数（就学前児童調査）

現在の子どもの数は、「1人」、「2人」がともに約4割を占めています。一方で、理想とする子どもの数をみると、「2人」、「3人」がともに約4割を占めています。就学前児童では、現時点における比較となるため、現在と理想には乖離が生じていることがうかがえます。

【就学前児童（現在の子どもの数）】



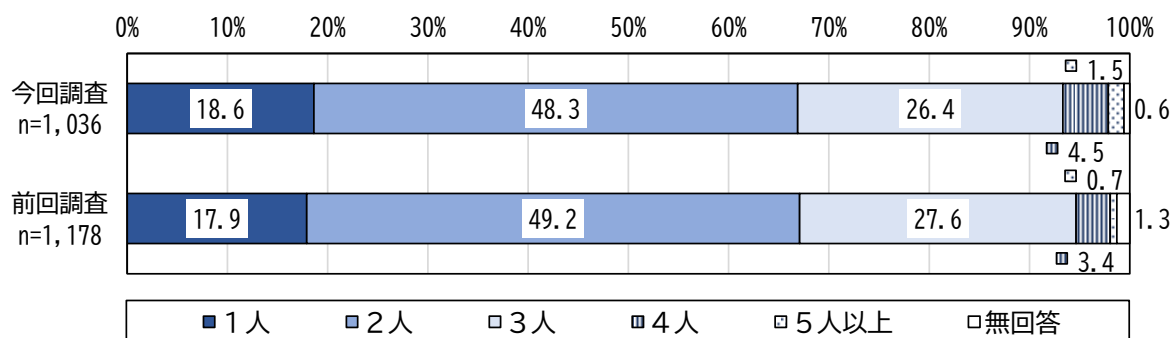
【就学前児童（理想とする子どもの数）】



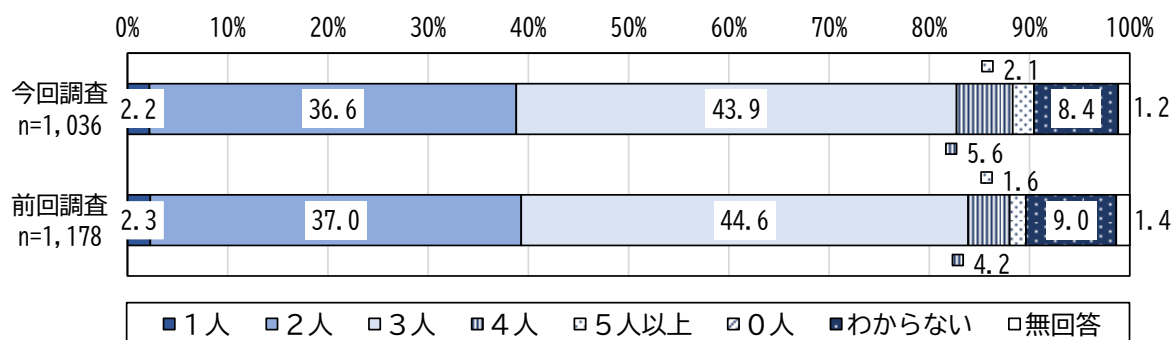
(2) 現在の子どもの数・理想とする子どもの数（小学生児童調査）

現在の子どもの数は、「2人」が約5割を占めています。一方で、理想とする子どもの数を見ると、「3人」が最も高い割合を占めています。理想としては「3人」を希望しているものの、現実的には「2人」が多数を占めている状況であることがわかります。

【小学生児童（現在の子どもの数）】



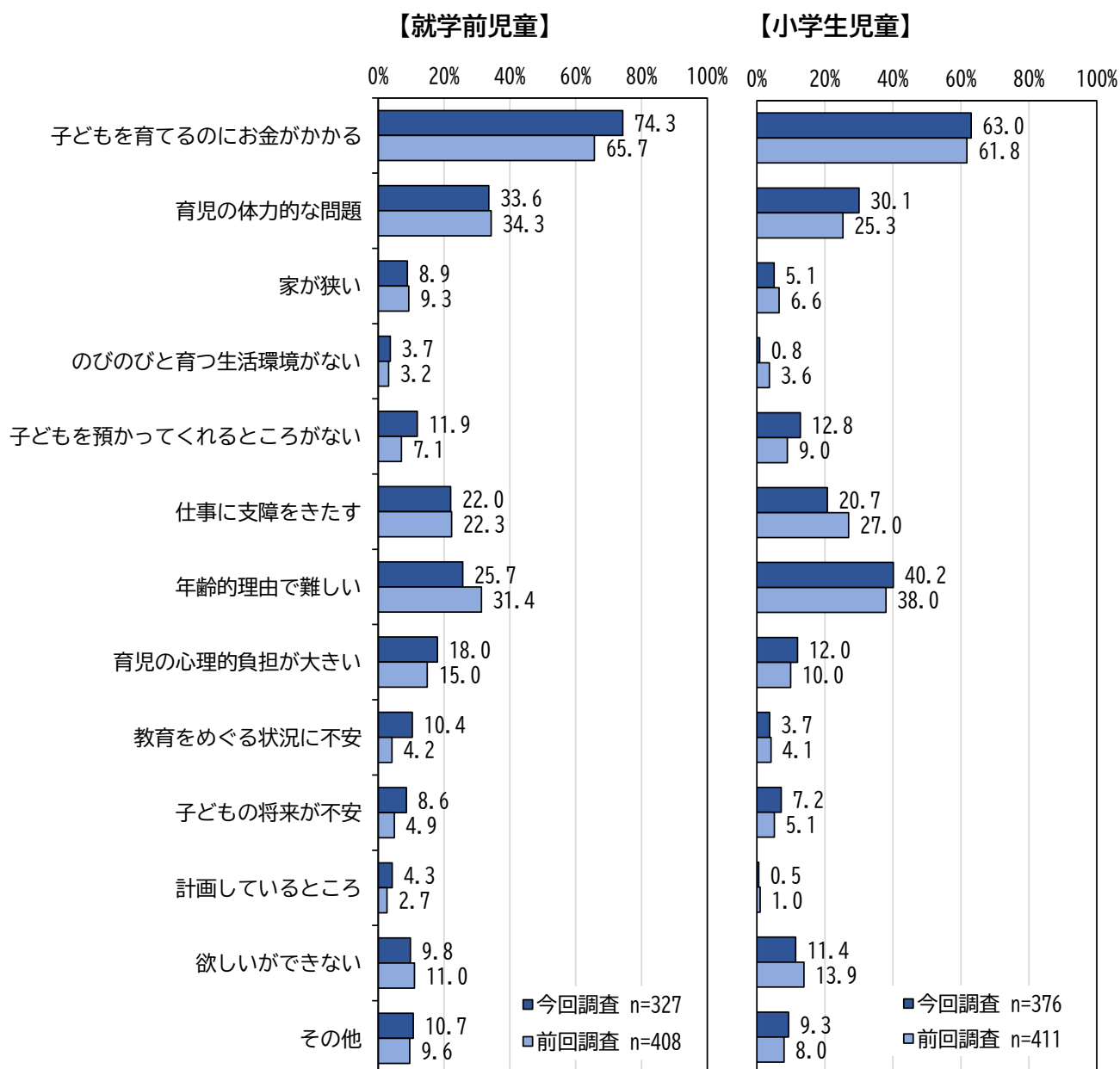
【小学生児童（理想とする子どもの数）】



(3) 理想の子どもの数より少ない理由（就学前児童調査／小学生児童調査）

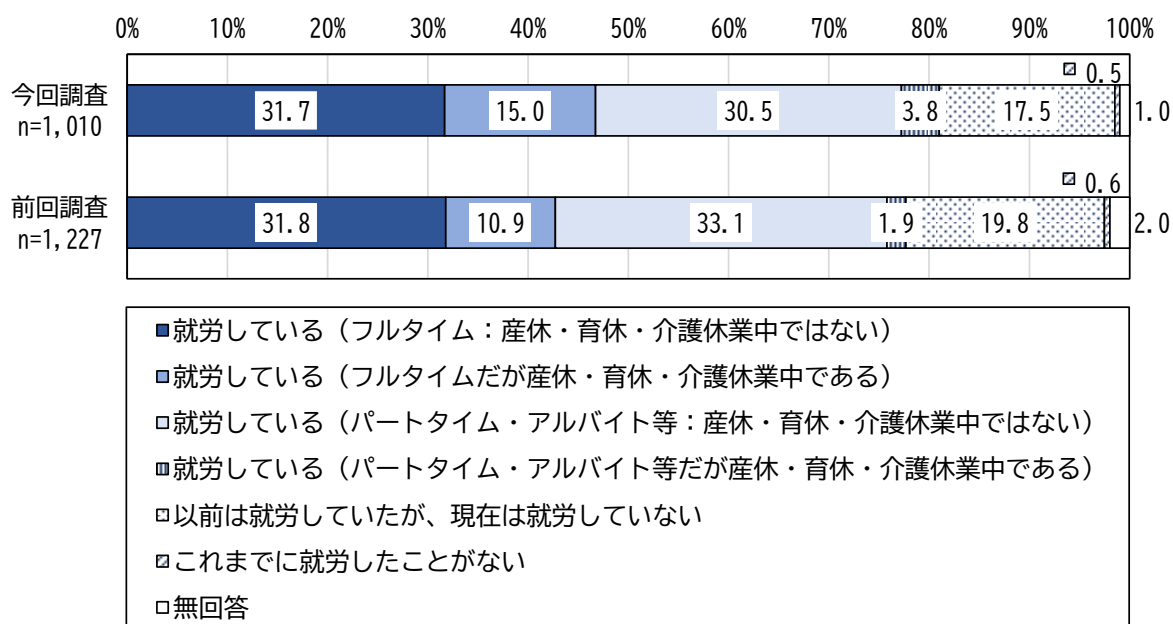
理想の子どもの数より少ない理由は、就学前児童、小学生児童ともに、「子どもを育てるのにお金がかかる」、「育児の体力的な問題」、「年齢的理由で難しい」が上位3位に挙げられています。

就学前児童では、前回調査と比べて「子どもを育てるのにお金がかかる」という割合が増加していることから、昨今の物価上昇や賃金の停滞などが影響していると考えられます。



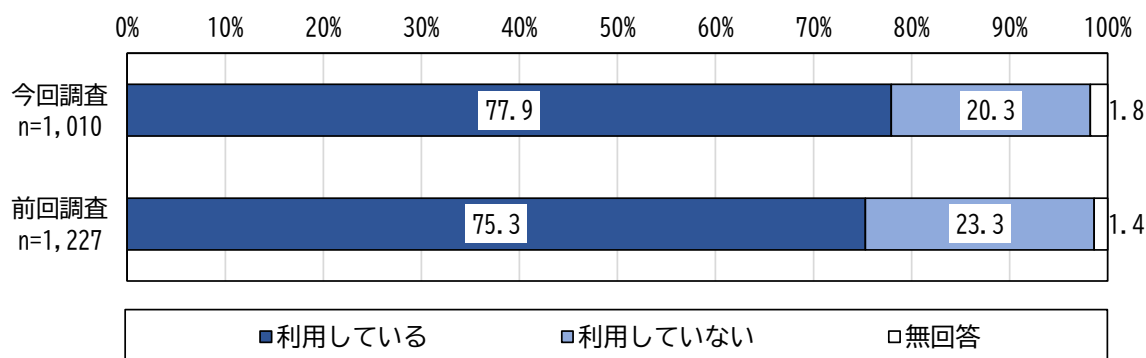
(4) 母親の就労状況（就学前児童調査）

母親の就労状況は、前回調査と比べて“就労している”という割合が増加していることから、共働き世帯の増加がうかがえます。



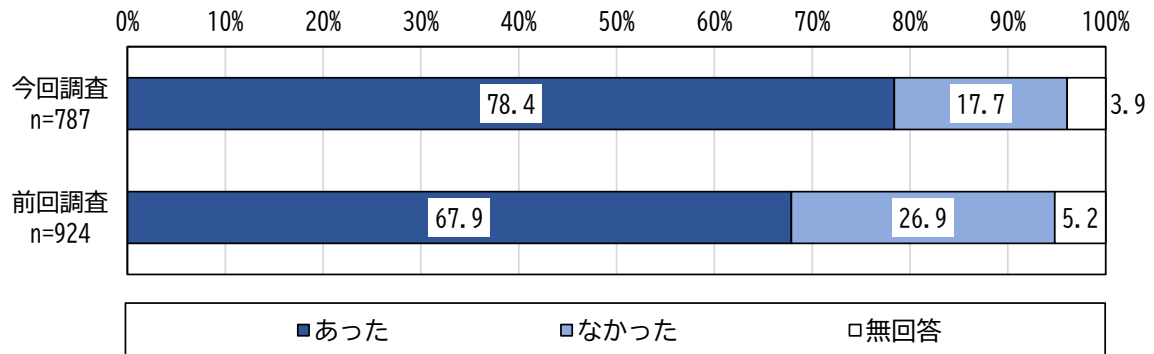
(5) 教育・保育事業の利用状況（就学前児童調査）

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約8割を占めています。



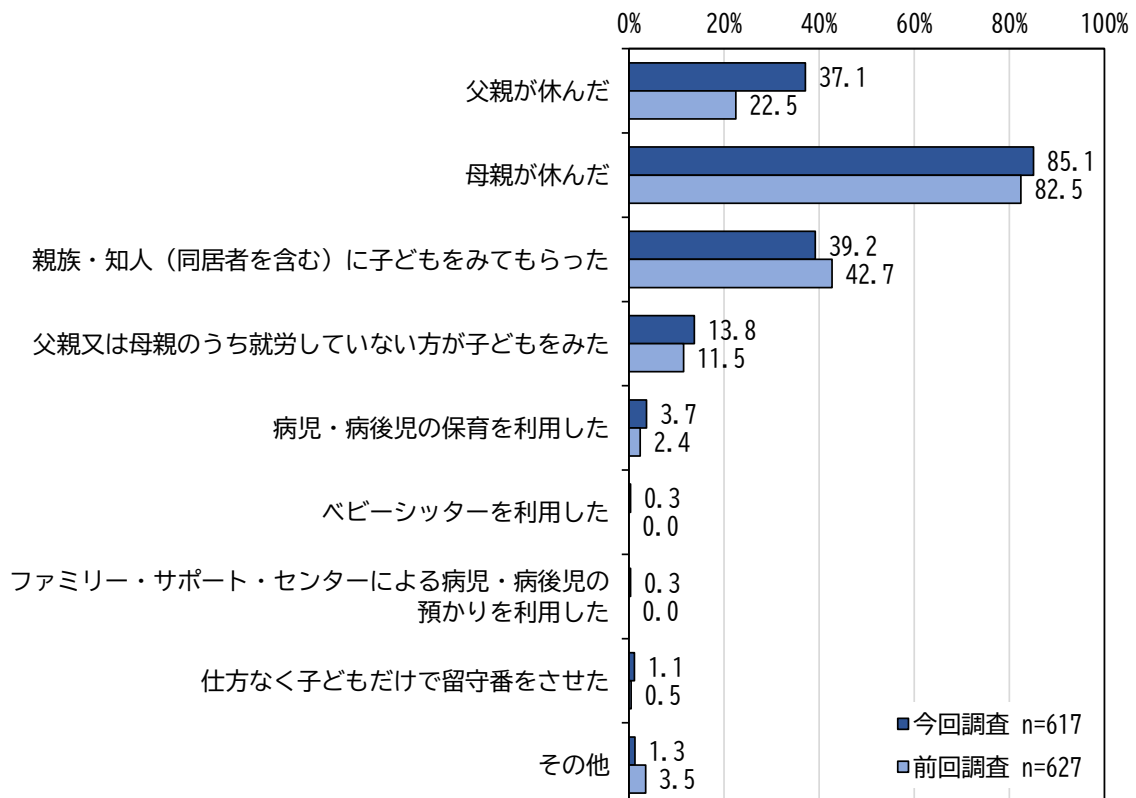
(6) 病気やケガによる教育・保育事業の利用への影響（就学前児童調査）

病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかったことの有無については、「あった」が約8割と、前回調査と比べて大きく増加しています。



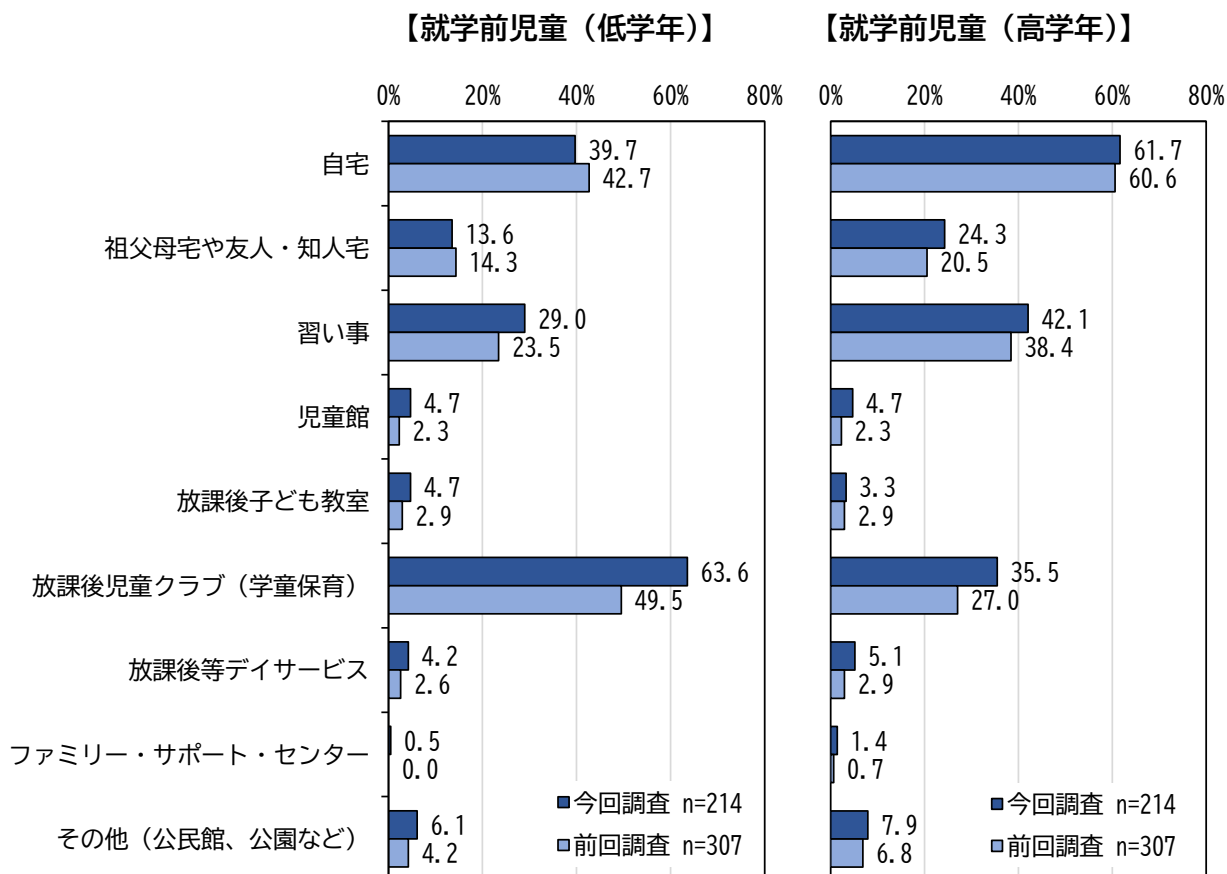
(7) 教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前児童調査）

教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、依然として「母親が休んだ」割合が最も高くなっています。一方で、「父親が休んだ」割合は前回調査と比べて大きく増加しています。この増加は、共働き世帯の増加や昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などによるものと考えられます。



(8) 希望する放課後の過ごし方（就学前児童調査）

希望する放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ（学童保育）」をみると、低学年が約6割、高学年が約4割となっています。いずれも、前回調査と比べて割合が増加しており、増加の要因としては、就業している母親の増加が影響していると考えられます。

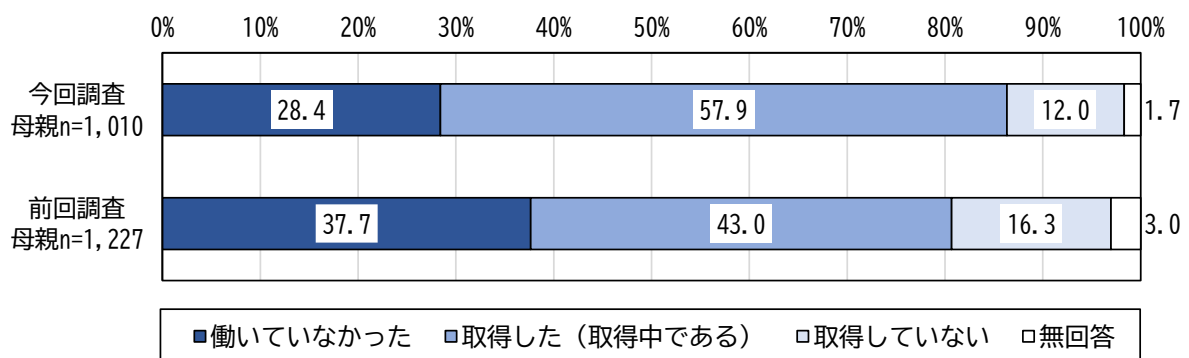


（９）育児休業の取得状況（就学前児童調査）

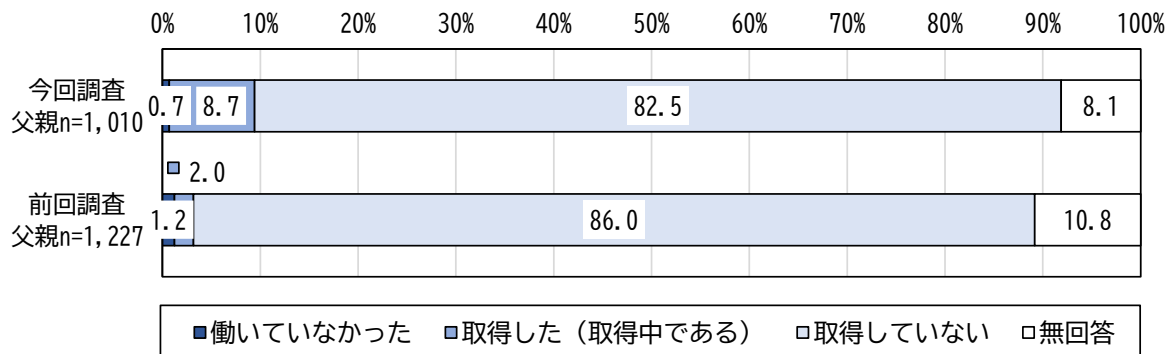
育児休業の取得状況は、就学前児童の母親、父親ともに、「取得した（取得中である）」割合が前回調査と比べて増加となっています。

母親については、就業を継続しながら出産し、育児休業を取得した人が前回調査より 14.9 ポイント増加し、6 割程度となり、働いていなかった人は 9.3 ポイント減少し、3 割以下となっています。父親については、以前は極めて少数であった育児休業の取得は、今回調査では 1 割程度まで増加しています。これらは、育児休業の取得促進に向けた取組の成果が表れたものと考えられます。

【就学前児童（母親）】



【就学前児童（父親）】

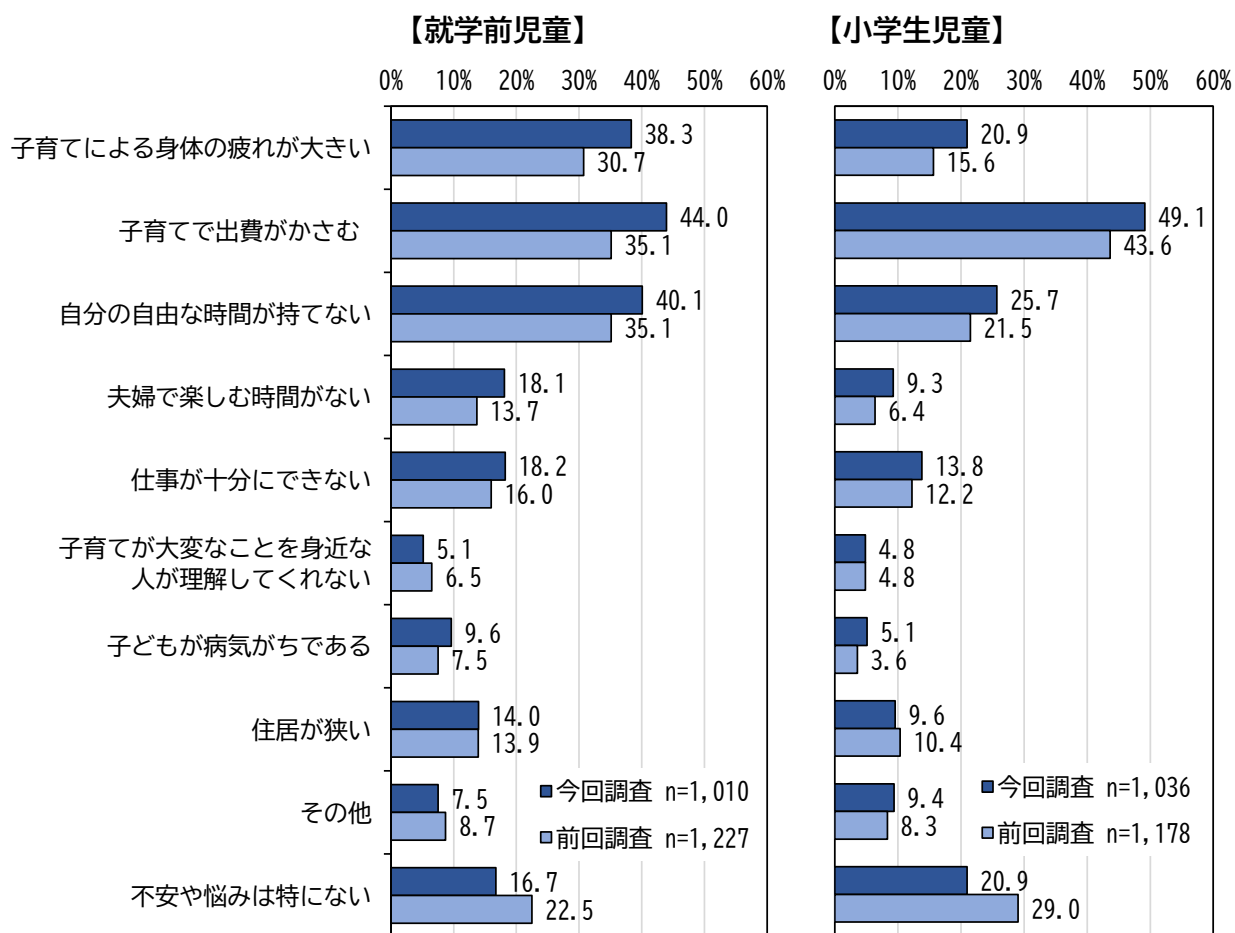


(10) 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

(就学前児童調査／小学生児童調査)

特に不安に思っていることや悩んでいることは、就学前児童、小学生児童ともに、「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」が上位3位に挙げられています。

子育て中の保護者は、経済的負担、時間の制約、身体的な負担に対する不安や悩みを抱えていることがわかります。

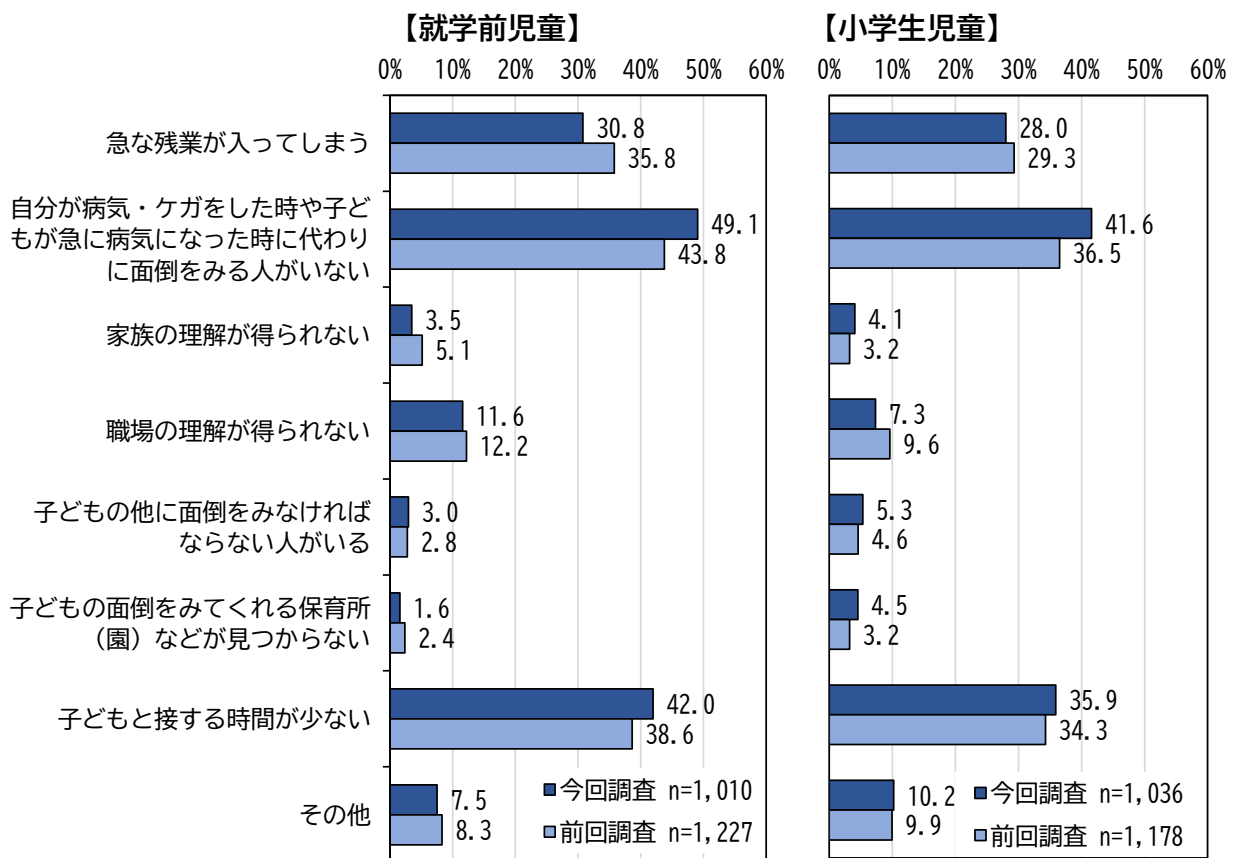


(11) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

(就学前児童調査／小学生児童調査)

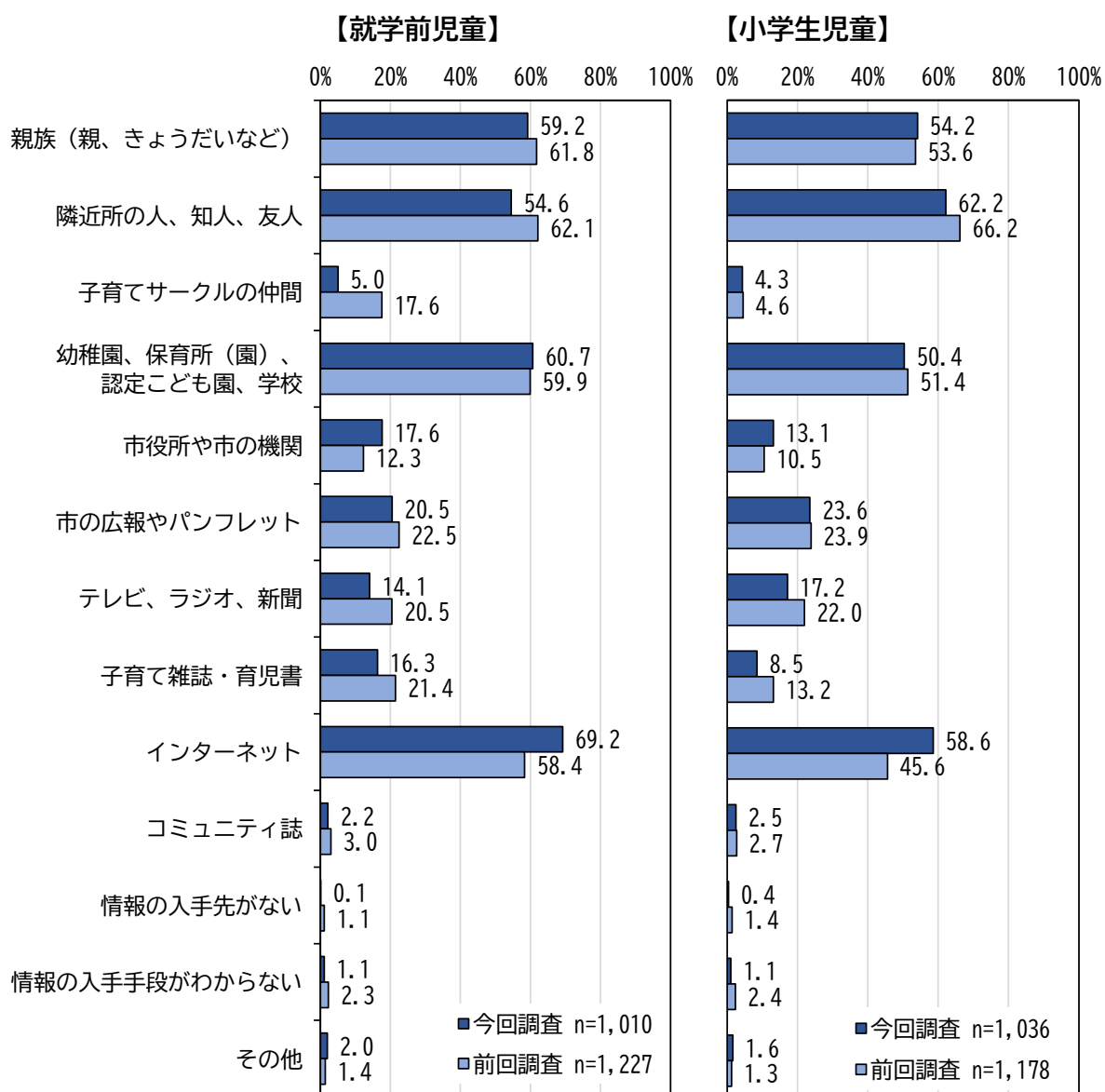
仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、就学前児童、小学生児童ともに、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」が上位3位に挙げられています。

仕事と子育ての両立では、子どもの急な体調の変化などに対応できるサポート体制や、柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランス*の充実、そして子どもとの時間を確保できる環境が求められています。



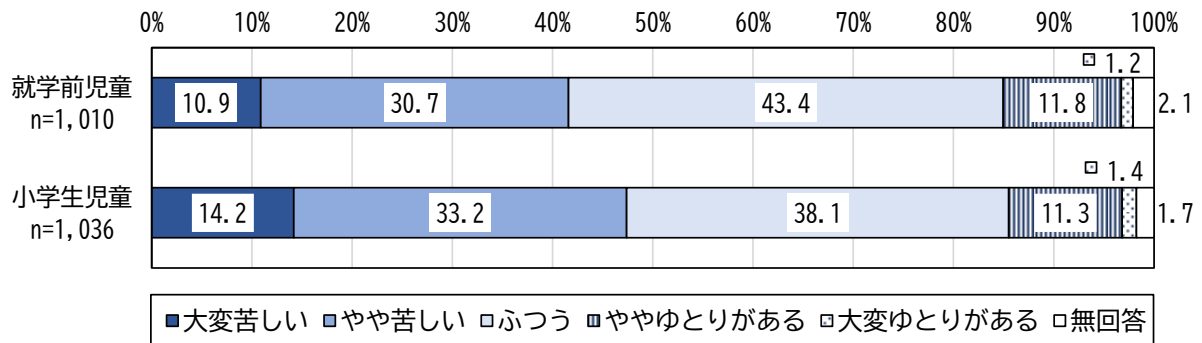
(12) 子育てに関する情報の入手先（就学前児童調査／小学生児童調査）

子育てに関する情報の入手先について、「インターネット」をみると、就学前児童、小学生児童ともに、前回調査と比べて割合が大きく増加しています。インターネットは多様な情報源を提供し、リアルタイムでの情報更新や相互交流など、保護者自身の状況に合わせて、様々な情報を得ることができる便利な手段となっています。子育てに関する情報の入手先には変化がみられることから、引き続き、インターネットを通じた情報発信のあり方を検討していく必要があると考えられます。



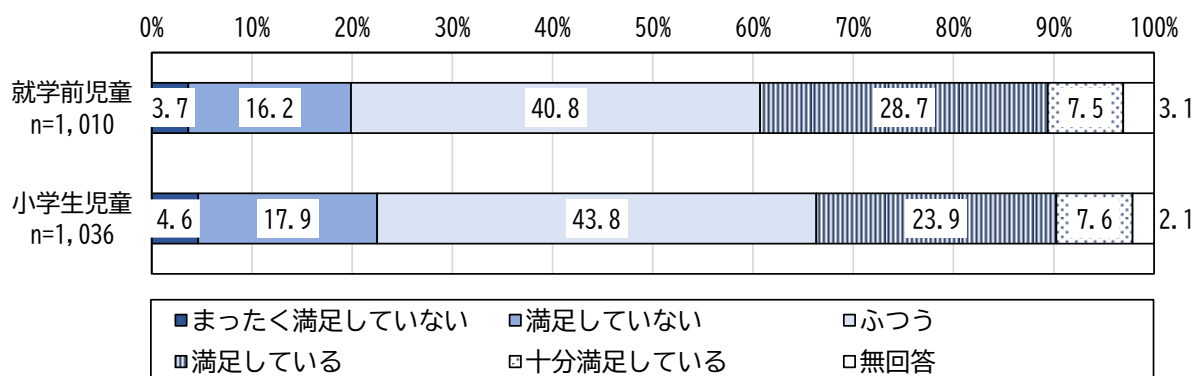
(13) 現在の暮らしの経済状況（就学前児童調査／小学生児童調査）

現在の暮らしの経済状況について、「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計値をみると、就学前児童が約4割、小学生児童が約5割となっています。



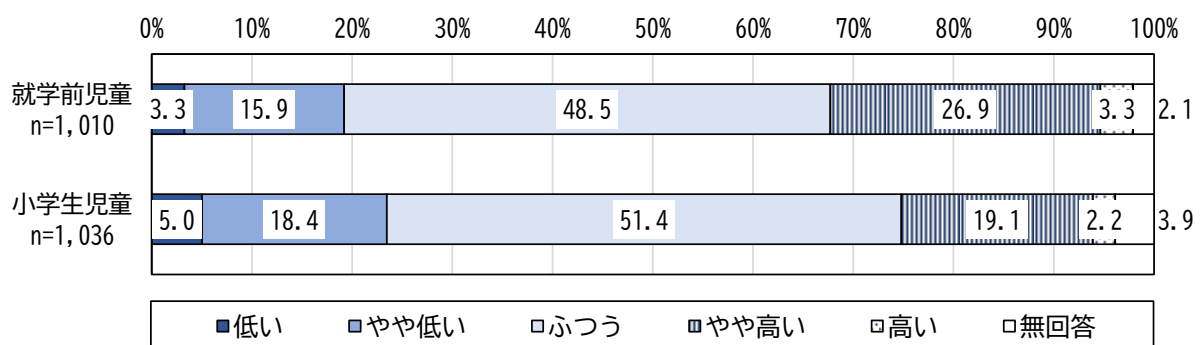
(14) 現在の暮らしの満足度（就学前児童調査／小学生児童調査）

現在の暮らしの満足度について、「満足している」、「十分満足している」の合計値をみると、就学前児童が約4割、小学生児童が約3割となっています。



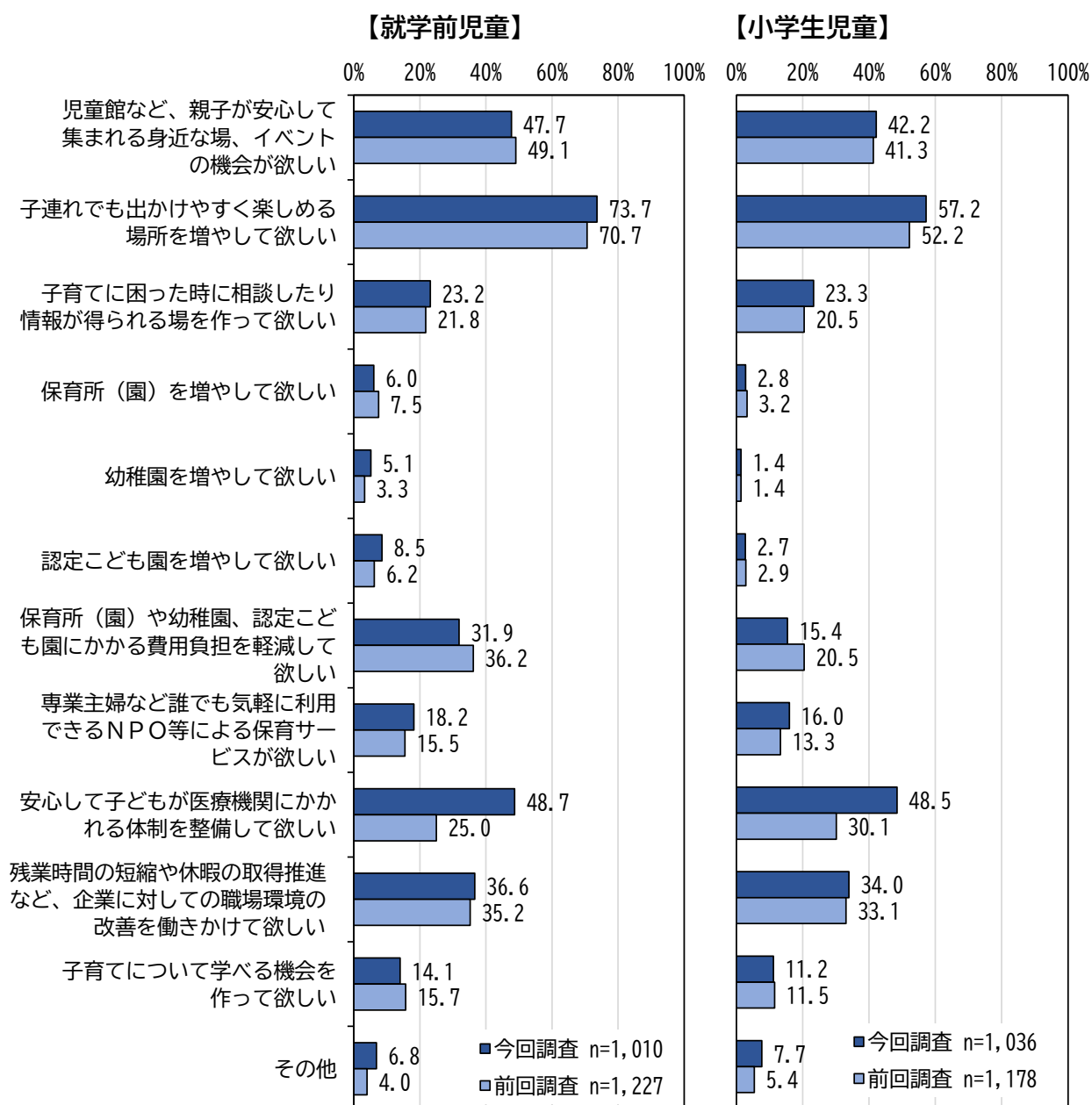
(15) 子育ての環境や支援への満足度（就学前児童調査／小学生児童調査）

子育ての環境や支援への満足度について、「やや高い」、「高い」の合計値をみると、就学前児童が約3割、小学生児童が約2割となっています。



(16) 市に期待する子育て支援（就学前児童調査／小学生児童調査）

市に期待する子育て支援は、就学前児童、小学生児童ともに、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」が上位に挙げられています。特に、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」割合は、前回調査と比べて大きく増加しています。この結果は、子育て環境を取り巻く医療資源の変化が、調査結果に大きく影響したものと考えられます。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

<基本理念>

子育てをみんなで支えあい
笑顔あふれるまち“あさひ”

急速な少子化の進行、核家族化や就業する女性の増加、地域の連帯感の希薄化などにより、子育てや子どもを取り巻く社会の環境が大きく変化している今日、次代を担う子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることからみんなで育てていくことが求められています。

このような状況の中、家庭、学校、地域、企業その他あらゆる分野の人々など子育てを取り巻く社会全体が、子育てについて理解を深め、子ども・子育てを支援する必要があります。

本計画では、保護者が多くの人々の支えを受けて、安心して産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できる社会をめざして「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」を基本理念として掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進します。

第2節 基本的視点

基本理念に基づき、次の3つの視点に立ち、子ども・子育て支援事業計画を推進します。

基本的視点1 家庭の育てる力を高める基盤づくり

子どもの健やかな成長には、家庭の役割が最も重要であり、家族が互いに協力し支え合うことで子どもが安心して育つ環境を築くことが求められます。親もまた、子育てを通じて自身の成長や家族の絆を深める機会を得ることができます。

家庭が子育ての喜びや楽しさを実感できる場となるよう、家庭教育や親子の関わりを支援する取組を推進し、希望するすべての人が安心して家庭を築ける基盤を整えます。また、地域社会や専門機関との連携を強化し、家庭教育力の向上と多様な支援を通じて、子どもと親がともに成長できる社会をめざします。

基本的視点2 子育てを支える地域づくり

子どもを取り巻く環境が変化する中、子育ては家庭だけでなく、地域や社会全体で支え合うことが求められています。

そのため、多様な保育サービスや仕事と子育てが両立できる就労環境の整備を進めるとともに、地域住民が子育て支援に積極的に関わる機会を促進します。

また、親同士の交流や子育て経験のある年長者との交流を通じて、子育て情報の共有や相談ができる場を広げることで、地域ぐるみの支え合いを促進します。

地域の人々が、子どもたちをやさしく見守り、保護者に寄り添い支援できる地域づくりをめざします。

基本的視点3 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもの人権が尊重され、安心して成長できる社会を実現するため、いじめや児童虐待の防止、ヤングケアラーへの支援など、切れ目のない支援を充実するとともに、子どもの権利や多様性を尊重し、家庭や地域、学校が一体となって子どもの最善の利益を守るための取組を推進します。

また、社会的支援を必要とする子どもやその家庭を含むすべての子どもと子育て家庭を支援し、子どもが個性と能力を十分に発揮できる環境を整え、豊かな人間性を育みながら、心身ともに健やかに成長できる環境づくりをめざします。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的視点の下、次の5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、子育て家庭が求める支援も多様化する中、利用者のニーズを踏まえ、すべての子育て家庭が利用しやすい相談支援や情報提供の充実を図るとともに、教育・保育の質的向上を図ります。

また、地域コミュニティの活性化や子育てをする親同士の相談や交流の場の充実などを図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域で支えあう温かい地域づくりを推進します。

さらに、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を推進し、柔軟な働き方の推進や家庭内での役割分担意識の見直しなどを通じて、子育てと仕事が両立できる社会の実現を目指します。

基本目標2 親と子の健康づくり

出産、育児は、多くの親が不安や悩みを抱える未体験の連続であることから、妊婦や乳幼児に対する健康診査や産後ケアなどの充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、地域の医療機関との連携を強化し、小児救急医療体制の充実を図るとともに、親子の健康を支えるための母子保健施策を推進し、親子が健やかに過ごせる社会を実現します。

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代を担う豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会が連携し、一体となって家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが多様な体験や活動を通じて創造力や問題解決力を培い、社会の変化に対応しながら、「生きる力」を身につけられるよう、教育の充実を図ります。

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

子どもを取り巻く環境では、交通事故や犯罪被害が増加していることから、家庭、保育所（園）・認定こども園、学校、地域住民、関係機関・団体が一体となって交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進しながら、通学路の安全性向上、道路交通環境の整備、地域で子どもを見守る活動を強化し、事故や犯罪を未然に防止する安全・安心のまちづくりを推進します。

基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活が送れるよう、地域住民や関係機関と連携しながら、家庭環境などの特性に応じた個別支援を推進するとともに、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭、ヤングケアラーなど、多様な背景を持つ子どもや家庭に対する支援を強化し、すべての子ども・家庭が安心して暮らし、自身の可能性を広げられる体制づくりを推進します。



第4節 施策の体系

基本理念及び基本的視点に基づき、以下の5つの基本目標の下、施策を展開します。

<基本理念>

子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち “あさひ”

基本的視点1 家庭の育てる力を高める基盤づくり

基本的視点2 子育てを支える地域づくり

基本的視点3 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	具体的施策
基本目標1 安心して子育てできる地域づくり	1 情報提供・相談体制の充実 2 地域における子育て支援サービスの充実 3 子育て支援ネットワークづくり 4 幼児期の教育・保育等の充実 5 子育てと仕事の両立の推進
基本目標2 親と子の健康づくり	1 親と子への健康支援 2 「食育」の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実
基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり	1 児童の健全育成 2 家庭教育支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 幼児教育の充実 5 学校教育の充実
基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり	1 子どもの安全の確保 2 子育てを支援する生活環境の整備 3 有害環境対策の推進
基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	1 児童虐待防止対策の強化 2 ヤングケアラーへの支援 3 ひとり親家庭への支援の充実 4 経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援 5 障がい児のいる家庭への支援の充実 6 外国につながるのある子ども・家庭への支援

第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

具体的施策1 情報提供・相談体制の充実

近年、少子化や核家族化が進行し、共働き世帯が増加する中、地域社会における人と人とのつながりはますます希薄になっています。この状況下で、子育て家庭は孤立感や育児不安を抱えるケースが増えています。

これらの課題に対応するため、子育て家庭が気軽に相談でき、適切なアドバイスを受けられる場を提供するとともに、保護者同士の情報交換が活発に行える環境づくりが求められています。地域に密着したサポート体制の構築や、ホームページやSNS*などの多様な媒体を活用した情報提供を一層充実させ、すべての子育て家庭が安心して相談できる体制を強化します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
1 子育て支援に関する情報の提供 子育てガイド「すくすく育て あさひっ子」を作成し、妊娠届出時に配布するとともに、スマートフォンなどからアクセスしやすい電子書籍版を公開します。また、市のホームページ等の掲載内容を充実し、子育てに関する各種支援サービスの情報の提供を推進します。	子育て支援課
2 保育所等での相談事業 保育所等で随時、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。 子育て支援センターハニカムとの連携により、保育所等への情報提供や相談支援の充実を図るとともに、必要に応じて、保健師、家庭相談員が訪問し、相談及び助言を行います。	子育て支援課
3 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実 児童問題を専門的に扱い、関係機関とのパイプ役となる主任児童委員の周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して、地域における相談、支援活動の充実を図ります。	社会福祉課
4 家庭児童相談事業【新規】 家庭相談員等により、様々な悩みを抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。子どもや保護者などが相談しやすい窓口や、相談方法を構築し、相談体制の充実を図ります。	こども家庭課

具体的施策2 地域における子育て支援サービスの充実

就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、共働き世帯の増加や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

身近な場所での相談・支援ができるよう地域子育て支援拠点事業の充実を図り、子育て家庭のライフスタイルに合わせた様々な支援や相談体制の充実に努めるとともに、多様な子育て支援サービスを充実させることにより、安心して子育てができる環境を整備します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
5 利用者支援事業 子どもや保護者、妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを確実かつ円滑に利用できるよう、様々なニーズに即した一元的な情報を提供し、関係機関と連携しながら、利用者の支援を行います。	子育て支援課 こども家庭課
6 地域子育て支援拠点事業の充実 子育て支援センター・ハニカムや民間保育所等において、地域の子育て家庭が気軽に集まり、子育て中の親子の交流を深めたり、子育て支援サービスを受けることができる場を提供します。育児に関する相談の実施や子育て関連の情報を共有することで、子育てへの不安の解消を図ります。	
7 一時預かり事業の充実 保育所での一時預かり事業は、保護者の心理的・身体的負担の軽減、保護者の疾病や災害等により、保育が困難となる場合などに実施しています。認定こども園の一時預かり事業は、一時的な保育や保護者の疾病あるいは緊急に用事があったとき、また長期休業中の保育を支援する事業です。 いずれの事業も、ニーズが高いことから、柔軟な児童の受け入れができるよう検討していきます。	子育て支援課
8 子育て家庭への経済的支援の充実 国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。0歳から高校生年代までの児童が支給対象となります。 子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生まで（入院のみ中学3年生まで）の助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生までを対象として、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課

No./事業名/事業内容	担当課
9 旭市独自の子育て支援サービスの充実 第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する 出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、 紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、保育所等に通園する 第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。	子育て支援課
10 学校給食費の無償化【新規】 市内小・中学校に通学する児童・生徒の給食費無償化を実施し、子育て 世帯の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
11 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【新規】 多様な子育てニーズに対応するため、地域で子育てを支え合う相互援助 活動を促進します。住民への周知と会員数の確保、活動の充実を図り、利 用拡大に努めます。	子育て支援課



具体的施策3 子育て支援ネットワークづくり

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、情報を取得する手段が多様化し、必要な情報を見つけることが難しくなっています。そのため、個々の子育て家庭が状況に応じて迅速かつ適切にサービスを選択し、利用できる環境の整備や包括的な子育て支援ネットワークの構築が必要です。そして、子育て支援ニーズがより一層多様化する中で、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援策の提供が求められています。

こうしたことから、公的な取組だけでなく、市民による子育て支援活動の促進や、地域の子育て支援ネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力の下、地域ぐるみで子どもの育成環境づくりを推進することを目指します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
12 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成 両親学級や子育て学級等を通し、育児の友達づくりを促すとともに、子育て支援センター・ハニカム等の活用による子育て家庭の交流の場づくりを進めます。 また、医療的ケアを必要とする子どもと保護者の集いを開催し、保護者同士のつながりを広げていきます。 子育て支援サービス等の整備充実と適切な情報提供により、必要なサービスを円滑に活用できるように、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭課

具体的施策4 幼児期の教育・保育等の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身につけることが大切です。

近年、就労する女性の増加に伴い、保育ニーズは増加し続けています。働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化により、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

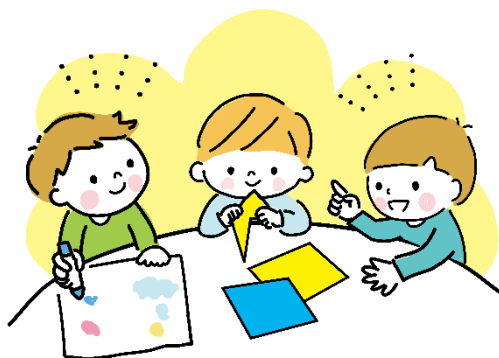
このような状況の中で、通常の教育・保育に加え、産後・育児休暇を終えた保護者に対する低年齢児保育や延長保育、短時間保育の充実が必要です。また、令和8年4月から創設される「こども誰でも通園制度」では、保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもが平等に教育・保育を受けられる環境を整え、育児の孤立感を軽減することを目指しています。

また、認定こども園、保育所（園）は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、関係職員の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、教育・保育の質の向上に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
13 教育・保育の充実	子育て支援課
職員の資質をさらに向上させ、より良い就学前の教育・保育をめざすため、保育士の資質向上、保育環境の充実を図ります。	
14 教育・保育の適切な定員管理及び施設配置	子育て支援課
保育所等の適正な規模、適正な配置、職員の確保、公立保育所・私立保育園との役割分担などにより、適切な定員管理に努め、保育需要に対応します。また、旭市立保育所再編計画に基づき、公立保育所の再編を進めます。	
15 保育所等におけるICTシステム*の活用【新規】	子育て支援課
保育所利用者の利便性向上や、保育士の業務負担減を図るため、保育の周辺業務や補助業務にICTを活用したシステムの導入を推進します。	
16 時間外保育事業（延長保育事業等）の充実	子育て支援課
保育標準時間 11 時間（保育短時間にあっては8時間）を超えて保育サービスを提供する事業です。今後のニーズや利用状況などをみながら、時間外保育事業（延長保育事業）の拡大を検討します。 また、多様な保育の充実のため、休日保育事業の実施を検討します。	

No./事業名/事業内容	担当課
17 病児保育事業の充実 子どもが病気の場合や病気の回復期にあり、保護者が仕事等で家庭保育ができない場合、一時的な保育を提供する事業です。 利用者の状況やニーズに応じて、運営事業者等と連携し、利便性の向上等、体制の充実に努めます。	子育て支援課
18 第三者評価の取組 第三者が専門的かつ客観的な立場から評価する、サービス評価等の仕組みを導入し、保育の課題や改善点を把握し、保育所等で共有することにより、質の高い保育サービスを目指します。	
19 こども誰でも通園事業【新規】 保育所に通っていない3歳未満の子どもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で一定時間までの預かりを行います。適切な遊びや生活の場を提供することにより、集団生活を通じた子どもの成長を促します。	子育て支援課



具体的施策5 子育てと仕事の両立の推進

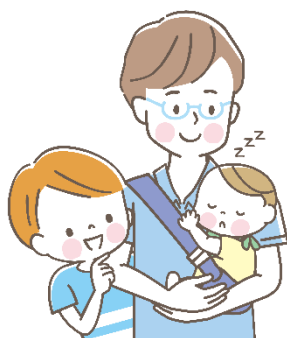
働く女性や共働き世帯の増加に伴い、就労形態が多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。保護者がやりがいや充実感を得ながら働きつつ、子育てを安心して続けられる環境を整備することが重要です。子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実はもちろん、企業の協力と理解が不可欠であり、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出、テレワークやフレックスタイム制度の普及など、柔軟な働き方改革を進めるための取組が求められています。

また、父親も含めた育児休業の取得促進や、労働時間の短縮などの施策を国や県、関係団体と連携して推進し、広く啓発活動を行うことで、子育ての時間を確保し、健康で心豊かな生活が送れる社会を構築します。さらに、家庭内での子育てに関する意識改革を促し、共働き家庭や専業主婦など、あらゆるライフステージでの協力を推進することにより、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
20 育児休業制度の普及、定着の推進	商工観光課
パートも含め育児休業制度が利用しやすい職場環境になるよう、関係機関と連携して、就業規則等の規定化について事業主への周知・協力依頼を行い、育児休業制度の普及や助成金の周知を図ります。	
21 両親の育児共同参加の促進	子育て支援課 こども家庭課
両親学級及び子育て学級に父親向けの内容を取り入れ、メニューを増やし父親も参加しやすい教室づくりを行い、周知に努めます。また、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、父母が協力し合って子育てをしようという意識づけを図ります。 子育て支援センターハニカムでは、両親と子が参加しやすいイベント等を通して子育てを身近に感じられる機会を提供します。	
22 事業主、労働者の意識改革の推進	商工観光課
働き方改革のポイントや助成金、仕事と家庭の両立支援などの制度や先進事例を周知することにより、事業主、労働者の意識改革を推進し、労働時間の短縮や休暇取得など、家庭時間の確保を図ります。	
23 男女共同参画意識の啓発	市民生活課
多様な媒体を通して情報の提供を行うとともに、職場や家庭、地域において広く男女共同参画意識の高揚を図ります。 男女がともに職場や家庭、地域において能力を十分発揮できるよう、家事、育児等について、関係機関と連携を図り、啓発活動を推進します。	

No./事業名/事業内容	担当課
24 女性の再就職への支援 銚子公共職業安定所（ハローワーク銚子）やジョブサポートセンター*等と連携し、就職相談やセミナーの充実と利用を促進し、女性の再就職を支援します。	商工観光課
25 育児期間時の保険料等の免除措置【新規】 母に対する産前産後期間の国民健康保険税の軽減及び国民年金保険料の免除、並びに1歳までの子を養育する父母の育児期間の国民年金保険料の免除についての受付を行います。	



基本目標2 親と子の健康づくり

具体的施策1 親と子への健康支援

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化、核家族化や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化により、親子を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。

こうした状況に対応するため、妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて親子の健康を確保し、育児不安を軽減することが求められています。そのため、保健指導や健康診査、相談、各種健康教室等の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。なお、母子保健と児童福祉の一体的な支援を担う拠点として、保護者の様々な相談に応じ、地域の支援サービスとつなぐ役割を担う「こども家庭センター」の早期設置に向けて、検討を進めます。

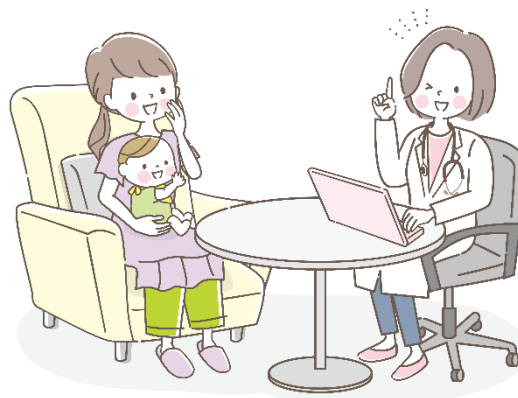
地域の中で安心して子どもを産み育てられるようにするため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
26 母子健康手帳交付時の個別相談（伴走型支援）	こども家庭課
母子健康手帳の交付時に保健師・助産師による面接相談を行い、妊娠中からの切れ目のない支援を目指します。	
27 妊婦のための支援給付交付金事業【新規】	こども家庭課
妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等による切れ目のない支援と、経済的な支援を一体的に実施します。	
28 乳幼児健康診査の充実	こども家庭課
乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、身体の発育・精神発達状況等の確認と適切な指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 乳幼児健診未受診者には再通知や訪問・電話等で受診勧奨を行い実態把握に努め、健診後、必要な方には継続的な支援を行います。	
29 産婦健康診査【新規】	こども家庭課
産後の母体の回復及び育児支援や産後うつ等の早期発見のため、産後2週間と1か月健診の助成を実施します。	
30 1か月児健康診査【新規】	こども家庭課
新生児の身体発育状況や栄養状態の確認、育児の相談等のため健康診査の助成を実施します。	

No./事業名/事業内容	担当課
31 予防接種事業の充実	健康づくり課
感染症の予防と蔓延防止のため、感染症予防に対する啓発・情報提供を行い、各種予防接種に対する知識を得ることでワクチン接種率の向上につなげ、子どもたちの健康増進を図ります。また、未接種者に対し積極的勧奨を行います。	
32 保健師・助産師による訪問指導の充実	こども家庭課
妊娠中の健康管理、乳幼児の健康維持・増進のために、妊婦・産婦・乳幼児等に対し、妊娠・出産・育児に関する訪問指導を行います。	
33 両親学級の充実	こども家庭課
両親学級を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、妊娠高血圧症候群や低出生体重児の防止に努めるとともに、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。また、これから育児をしていく仲間同士の出会いや交流の場の提供を行います。	
34 子どもの事故防止の啓発の推進	こども家庭課
子育て学級の内容のひとつとして、消防署の救急救命士を講師に迎え、講習を実施します。乳児期の事故への対応を中心に乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざというときに備えられるよう保護者の実習を含めた内容で行います。また、乳幼児健診時の指導として乳幼児の事故防止のリーフレットを使用して周知を図ります。	
35 むし歯予防対策の推進	こども家庭課
幼児健康診査時個別歯科指導、保育所等巡回歯みがき教室、学校歯科健康教育、各事業時歯科健康教育、歯科相談等を実施し、むし歯予防の正しい知識の普及啓発に努め、保護者の仕上げみがき及び子どもの歯みがき習慣の定着を図ります。また、フッ化物の利用を推進します。	
36 育児不安等に関する相談体制の整備	子育て支援課 こども家庭課
こども家庭センターにおいて、電話・来所（面接）による育児相談や健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。また、子育て支援センターハニカムや保育所等及び家庭相談員による相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	
37 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）	こども家庭課
妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊婦健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	
38 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん全戸訪問事業）	こども家庭課
生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、子どもの健全な発育を促します。	

No.	事業名／事業内容	担当課
39	産後ケア事業【新規】	こども家庭課
	母親と産後1年以内の赤ちゃんを対象に、産科医療機関や自宅において助産師による産後の健康管理、育児相談等のケアを、宿泊・通所・自宅への訪問等により行います。	



具体的施策2 「食育」の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に重要な役割を果たし、生涯にわたって健全な心と身体を育む基礎となります。近年、生活習慣の変化や家庭の多忙化等に伴い、朝食の欠食や食事バランスが崩れがちな子どもが増加しており、思春期やせなどの健康問題も生じています。

このことから、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を通じて、子どもたちが自ら食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を選択する力を養うとともに、食事作りの体験活動や子どもが参加する取組を増やし、実体験を通して食の大切さを学ぶ機会を提供します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
40 乳幼児栄養指導の充実	こども家庭課
乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。	
41 妊婦等を対象とした食に関する学習の機会の推進	こども家庭課
両親学級での講義を実施し、妊娠中の食に関する学習の機会を提供します。また、日常の食生活についての振り返りと個別指導を充実します。	
42 乳幼児期の発達段階に応じた食に関する学習機会の推進	こども家庭課
栄養士等を中心に、子育て支援センターハニカムと連携して、子どもの食事に関する講座や個別相談等を実施します。	
43 親子での食に関する学習機会の推進	農水産課
あさひ食育アドバイザーと連携し、市内小学生親子を対象に食に対する正しい知識の習得と、農水産業に対する理解を通じて健全な食生活を身につけることを伝え、安全安心な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。	
44 保育所等を活用した食育体験等の推進	子育て支援課
保育所等で、畑やプランターを活用した収穫体験や、年長児を対象に紙芝居やエプロンシアター*を活用した食育教室を実施します。	
45 保健推進員活動との連携	健康づくり課
保健推進員と連携し、子ども又は親子での食育教室等の開催、正しい食事の知識の普及・啓発を行います。	
46 学校における食育推進の充実	農水産課 教育総務課
あさひ食育アドバイザーと連携し、小学校での家庭科の授業等で、安全安心な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。 小・中学校で、栄養教諭による食に関する指導を実施します。	

具体的施策3 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。そのため、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実が必要であり、性に関する科学的な知識の普及や発達段階に応じた適切な教育が大切です。そして、教育関係者や保護者等と十分連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

こうしたことから、妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりに努めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育や10代の自殺、不健康やせ等の思春期における課題の重要性を認識した保健対策の充実と併せて、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止に取り組むことや、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるよう、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
47 思春期における心の問題の対応	教育総務課
児童生徒の心の問題に対応できるよう、教育相談担当教員、養護教諭、市内全校配置のスクールカウンセラー*の活用を図ります。	
48 地域における相談体制の充実	こども家庭課
関係機関と連携を図りながら、思春期における身体面・精神面の成長に関する悩みや相談等に対して、随時対応します。	
49 プレコンセプションケア*の推進【新規】	こども家庭課
市内全中学校3年生を対象に、助産師・保健師による講義を通して、思春期の心や体の変化について理解し、自己肯定感を高め、将来子どもを産み育てるためのプレコンセプションケア教育を推進します。	
50 学校保健の充実	教育総務課
性感染症予防に関する正しい知識の普及や薬物乱用防止教室を開催するなど、健康に関する啓発・学習を充実します。	

具体的施策4 小児医療の充実

小児医療については、本市の将来を担う若い生命を守り育て、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受入れができる体制の整備が重要となっています。小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下、子どもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
51 救急法講習会の実施	こども家庭課
消防署の救急救命士の協力を得ながら、乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざというときに備えられるよう子育て学級内で啓発活動を行います。	
52 救急医療体制の整備、充実	企画政策課
旭中央病院で、24時間救急診療体制を実施していますが、引き続き、休日や夜間の救急診療体制の充実に努めます。	
53 オンライン医療相談【新規】	こども家庭課
安心して子育てができるよう医療機関の診療時間外や夜間等にも、子どもの体調に関する相談等が行えるオンライン医療相談の導入を検討します。	
54 小児科医療機関の誘致【新規】	こども家庭課
将来的な小児科医療機関の不足に対応するため、医師会や旭中央病院と協議を行っていきます。また、補助金等を整備し、小児科医療機関の誘致を推進します。	

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

具体的施策1 児童の健全育成

近年の少子化・核家族化の進行により、子どもが地域や大きな集団のなかで、活発に行動できる機会は減少し、その結果、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響が生じていると考えられています。そのため、豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、地域において子どもが放課後や週末に自由に遊び、主体的に参加し、安全に過ごせる活動の場を確保することが重要な課題となっています。社会のなかでの様々な体験を通して、子ども自らが学び、主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を育むことができるような活動の場を提供することが求められています。

こうしたことから、地域住民や公民館などの協力を得て、サポートしていくことを推進します。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、保護者が労働等で昼間家庭にいない子どもが増えています。放課後児童クラブや放課後子ども教室*の充実を図り、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
55 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	教育総務課
市内すべての小学校区において放課後児童クラブを開設します。各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。	
56 公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取組の推進	生涯学習課
コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動の一体的推進により、子どもたちに、様々な学びや体験活動の場を提供していきます。また、土日に公民館等の施設を利用して、各種子ども向け講座や親子で体験できる講座、東総工業高校の協力を得て実施するものづくり科学教室、ミュージカルや映画の鑑賞会等を開催します。	
57 青少年関係団体、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取組の推進	生涯学習課
青少年関係団体や地域ボランティア等と協働して、自然やスポーツ、伝統文化に触れる体験活動等の学びの場を提供しながら、様々な活動に取り組めます。	
58 保育所等を開放した子育て相談や在宅児の交流等の推進	子育て支援課
保育所等で園庭開放を実施し、子育て相談や在宅児との交流等の地域活動事業を推進します。	

No./事業名/事業内容	担当課
59 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進 保育所等の運動会などの行事へ地域の高齢者を招待するなど、世代間の交流を推進します。	子育て支援課
60 子どもの社会参加、意見表明の推進 小・中学生が、実際の議場で議会を体験することで地方自治・議会制度や市政への理解を深めるとともに、子ども達の意見を市政に反映します。 次代を担う青少年が社会の一員としての役割と責任を自覚し、自らの目標を持ち、それに向かって自らの考えや意見を伝える場を提供します。	
61 多世代交流施設「おひさまテラス」を活用した取組の推進 工作や読書スペースなどの多様な機能を有するおひさまテラスを運営する指定管理者が、地元企業や団体等と協働して企画・実施するイベントや講座等を通じて、引き続き子どもたちが楽しく遊べて学べる居場所づくりに努めます。	総務課 生涯学習課 企画政策課



具体的施策2 家庭教育支援の充実

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えてと言っても過言ではありません。家庭には、社会で生活していくための基本的なルールや価値観を子どもに正しく身に付けさせる役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭環境や社会状況の変化により、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親による暴力や子育ての放棄といった児童虐待が増加しており、その背景には子育ての負担感や社会的な孤立といった要因が影響しています。

このような課題に対応するため、子どもの発達段階に応じた家庭教育の学習機会を提供するとともに、子育て中の親が家庭教育について気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
62 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の促進 「家庭教育学級」では、講演会での合同学習や様々な学習の機会を提供し、家庭における教育力の向上を推進します。 「ブックスタート事業*」では、4か月健診時に絵本をプレゼントし、読み聞かせを行います。	生涯学習課



具体的施策3 地域の教育力の向上

子どもが、自ら主体的に判断し、自らの様々な課題を解決する力や、たくましく生きるための健康や体力、他人を思いやる心を、家庭、学校、地域が相互に連携しながら社会全体で育んでいくことが求められています。

子どもたちの成長のためには、家庭や学校だけでなく、地域が重要な役割を果たすことから、地域の人々や関係機関等の協力・連携による、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者や様々な活動に関わる人材の育成等により、地域の教育力を向上します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
63 地域と連携した学校づくりの推進	教育総務課
学校運営協議会を市内すべての学校に導入し、地域と学校が連携し、一体となって子どもたちの成長を支える学校づくりを推進します。	
64 学校の地域開放	スポーツ振興課
地域のスポーツ少年団やスポーツクラブへ、公立の小・中学校の体育施設を学校教育上支障のない範囲で開放します。	
65 生涯スポーツの推進	スポーツ振興課
ライフステージに応じたスポーツイベント（あさひスポーツフェスティバル）の開催や障がい者のスポーツ活動（パラ卓球拠点活動）を実施します。	
66 地域を主体としたスポーツの普及	スポーツ振興課
市民駅伝大会や旭市飯岡しおさいマラソン大会、各種スポーツ教室を実施します。また、地域のスポーツ活動やスポーツ団体を支援します。	
67 地域の育成団体との世代間交流の推進	生涯学習課
自然やスポーツ、伝統文化に触れ、地域に愛着の持てる体験活動等の学びの場を提供するとともに、青少年の健全育成に努めます。	

具体的施策4 幼児教育の充実

幼児期から、子どもが学ぶ力と自立心を身につけ、心身ともに健康に育つように支援していくことは、その後の人生の基礎をつくることにつながります。

認定こども園、保育所（園）等で、就学前の子どもの育つ力や学ぶ力を育むことのできる環境をつくることが重要です。

また、幼児教育に係る職員の知識や能力向上のため、情報交換や研修の場の拡充を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
68 認定こども園・保育所（園）等における教育活動、教育環境の充実 教育環境の一層の充実を図り、遊びを中心とした様々な体験を通して、豊かな心と健やかな体を育むとともに、英語教育や運動教育を推進し、教育環境の一層の充実を図ります。	子育て支援課
69 認定こども園・保育所（園）等と小学校の連携体制の構築 認定こども園・保育所（園）等と小学校との情報交換を通して、一貫した指導や支援が引き継がれるようにするため、旭市就学支援ステップシートのさらなる活用に努めます。	子育て支援課 教育総務課
70 幼児教育・保育無償化制度 子ども・子育て支援法の改正により、幼児教育・保育の利用料の一部が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課



具体的施策5 学校教育の充実

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、子どもたちの将来にも大きな影響を与えることから、教員が身に付けるべき資質能力の向上を目指し、教員に対する指導、研修を通して、指導力の向上を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
71 小学校教諭補助員配置事業の推進	
学級全体の基礎学力の向上を図るため、学習につまずいている児童を中心に、個に応じたきめ細かな指導を行う教諭補助員を配置します。	教育総務課
72 読書活動の充実	
学校図書館司書の配置の拡充を進め、学校図書館の活性化や効果的活用、読み聞かせ、調べ学習等を推進するとともに、蔵書整理、貸し出し等、図書館機能のさらなる充実を図ります。	教育総務課
73 情報教育の推進	
情報活用能力の向上を図るため、教科指導等における教育の情報化を推進します。	教育総務課
74 学校いきいきプラン事業の推進	
市内小・中学校が、学校の裁量権を生かし、主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童生徒一人ひとりに生きる力を育む事業を展開します。	教育総務課
75 部活動への外部指導者の活用や地域との連携	
中学校の部活動において、専門的な指導を必要とする場合、地域の指導者が支援します。	教育総務課 生涯学習課 スポーツ振興課
76 キャリア教育の充実	
学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。職業体験や地元企業等による講演会を実施し、自分の役割や将来の生き方を考え、勤労観・職業観を育む活動を推進します。	教育総務課

No./事業名/事業内容	担当課
77 長欠・不登校児童生徒対策の充実 30日以上欠席者を対象に「旭市長欠対策協議会」を開催し、関連諸機関と連携した対応の充実を図ります。 旭市適応指導教室「フレンドあさひ」の活用等、不登校児童生徒に対し、個性の伸長及び社会性の育成を図り、在籍する学校への復帰を促すための相談及び指導を行うとともに、不登校児童生徒が学校に登校せずとも、安全安心に活動できる場を提供します。	こども家庭課 教育総務課
78 教育相談活動の充実 小・中学校における問題行動、不登校児童生徒への対応として、スクールカウンセラーの有効活用など相談、指導の充実を図ります。	教育総務課
79 教職員研修の充実 市内小・中学校の教職員の専門性や指導力を向上させるための研修について、層別・課題別に充実を図ります。	教育総務課



基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

具体的施策1 子どもの安全の確保

子どもが交通事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。しかしながら、交通事故の犠牲になる子どもの数は少なくありません。

子どもを交通事故から守るため、警察や保育所（園）、認定こども園、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制を強化し、交通事故の防止の取組を推進します。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯ボランティアや関係団体、PTA等の学校関係者、地域の協力を得て、通学路等のパトロールや防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を行い、防犯意識の向上に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
80 交通安全教育の推進	市民生活課
小・中学校や保育所等において交通安全に対する実践的態度を育成するため、警察や交通安全指導員等と連携し、交通安全教室を実施します。	
81 チャイルドシートの着用推進	市民生活課
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について周知し、着用を推進します。	
82 子どもを犯罪等から守るための取組	教育総務課
警察署、各学校等からの情報をもとに、不審者情報メールを配信し、学校や保護者と情報を共有します。学校警察連絡委員会や青少年センターを中心に、関係諸機関と連携し、犯罪の未然防止を図ります。	
83 学校付近や通学路等における学校関係者や防犯団体等と連携したパトロール活動の推進	総務課 教育総務課
防犯指導員及びスクールガードリーダー*による防犯パトロールと見守り活動を実施します。 地域ごとにPTA防犯パトロールを実施するほか、関係機関と協働して防犯、安全のための啓発物資の配付活動を実施します。	
84 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための不審者対応訓練の実施	子育て支援課 教育総務課
保育所、小・中学校において、警察、青少年センター等の外部講師による不審者対応の訓練を実施します。	

No./事業名/事業内容	担当課
85 「子ども110番の家」配置の推進	教育総務課
小学校区ごとに緊急避難場所である「子ども110番の家」の設置依頼をし、防犯協力体制の強化を図ります。	
86 安全管理に関する取組	教育総務課
小学校において、校内で発生した事件や事故などに迅速に対応するため、緊急通報システムの維持・管理を行います。また、学校の統廃合により、大規模改造工事を行う学校においては、緊急通報システムの更新を検討します。	



具体的施策2 子育てを支援する生活環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの保護者、障がいのある人や高齢者等に配慮した、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*に基づいた、道路交通環境の整備を推進します。

とりわけ、生活道路等や事故の危険性が高い通学路においては歩道等の整備、車両速度の抑制のための物理的デバイス（車道の一部を盛り上げたものなど）の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

公共施設等においては、すべての人が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー*化を推進し、子育て環境の整備を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
87 安全な道路環境の整備	市民生活課 建設課
交通安全施設の維持管理等に努めるとともに、安心して歩行できる歩道の整備を推進します。 また、関係機関に対し道路標識や路面標示の設置等による安全対策を要請し、すべての市民が安全に利用できる道路環境の整備を図ります。	
88 通学路の安全確保のための整備	市民生活課 建設課 教育総務課
通学路合同点検等に基づいて、危険箇所の事故防止・速度抑制対策や区画線等の路面標示の設置、グリーンベルト等カラー舗装化による歩車道の分離など、危険度や優先順位を勘案しながら関係機関と協力して、安全・安心な通学路の整備を推進します。旭市通学路交通安全プログラムに基づいて整備を進めるとともに、旭市通学路安全推進会議を設置します。	
89 安心して利用できる環境整備の推進	行政改革推進課 都市整備課 教育総務課 生涯学習課 スポーツ振興課
妊産婦や乳幼児を連れた保護者、障がいのある子どもなど、誰もが安全に安心して利用できるよう、公園や公共施設等におけるバリアフリー等を推進します。段差の解消、ベビーシートや授乳スペース等、子育て家庭に配慮した施設整備を推進するとともに、事故防止対策として定期点検や日々の点検を実施し、危険箇所の早期発見に努め、計画的な修繕を実施します。学校では、障がいのある子どもも安心して過ごせるよう、施設の新設や改修の際に、スロープやエレベーターの設置などを計画的に進めます。 子育て家庭が利用しやすい施設等について周知を図ります。	
90 通学路や公園等における防犯灯の整備の推進	総務課
犯罪のない住み良い環境づくりのため、防犯灯設置を推進し、夕暮れ時の安全確保を図ります。	
91 広報啓発活動による防犯意識の高揚	総務課
防犯に関する啓発活動を実施します。	

No./事業名/事業内容	担当課
92 地域ぐるみの防犯体制の強化	総務課
安全で安心なまちづくりのため、行政及び市民、事業者、警察等が一体となった防犯対策の推進を図ります。	



具体的施策3 有害環境対策の推進

次代を担う子どもたちが健全に成長することは、誰もが望むことです。しかし、急激な情報化の進展などにより、子どもを取り巻く有害な社会環境から受ける悪影響が懸念されています。特に、インターネットの普及に伴い、子どもたちは容易に有害な情報に触れる可能性が高まっており、対策が急務です。

子どもにとって有害な施設への立ち入り制限を実施するとともに、関係機関や地域住民、ボランティアなどと協力し、インターネットの適切かつ安全な利用を促進します。また、「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の普及促進や保護者への啓発活動を通じて、家庭内での適切な管理を推進します。

関係業界に対する自主的な措置を求める一方、家庭、学校、地域における情報モラル教育を充実させ、子どもたちがデジタル社会に適応するための力を養います。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
93 有害環境対策の推進 学校やPTA、青少年問題協議会や青少年育成市民会議の活動を通して、インターネットやSNSの危険性の情報共有を図り、有害情報から子どもたちを守るための施策を要望していきます。	教育総務課 生涯学習課
94 情報モラル教育の推進 インターネットの適切で安全な利用や長時間利用の弊害、メディアへの過度な依存等を含めた情報モラル教育を推進します。	

基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

具体的施策1 児童虐待防止対策の強化

令和4年度の全国の児童虐待相談対応件数は214,843件で、統計を取り始めて以来、毎年増加しています。児童虐待の未然防止に向け、相談や訪問等を通じて、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応するため、児童相談所*や警察などの関係機関との連携を強化します。

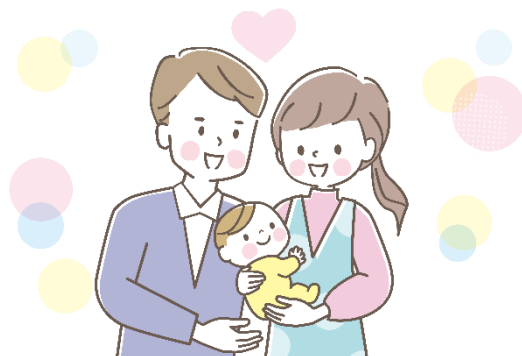
また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等に対して、関係部署と連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会*において関係機関と情報共有を図り、対応を強化します。

さらに、児童虐待防止や家庭支援のための拠点となる「こども家庭センター」では、家庭内での問題が深刻化する前に適切な支援を行うとともに、専門スタッフによる育児相談、家庭訪問、必要に応じた関係機関への連絡調整を迅速に行うなど、相談・支援体制の強化に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
95 虐待防止ネットワークづくり 市及び児童相談所等の関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」において、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組みます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見・早期対応への取組を推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	市民生活課 こども家庭課 教育総務課
96 育児不安や虐待等に関する相談体制の整備 こども家庭センターを中心に、子育て支援センターハニカム、保育所等及び家庭相談員による相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 こども家庭課
97 幼・保・小・中における児童虐待防止対策の充実 児童虐待防止法を教職員に周知し、学校等における児童虐待の早期発見に努め、関係機関への速やかな通報と支援の連携を図ります。	子育て支援課 こども家庭課 教育総務課
98 地域における相談活動の充実 民生委員・児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	市民生活課 社会福祉課

No./事業名/事業内容	担当課
99 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング スクールカウンセラー、家庭相談員等による面接、電話相談の実施及び関係機関との連携により、きめ細やかな支援を推進します。	こども家庭課 教育総務課
100 相談体制の充実 家庭相談員等による家庭訪問や電話での助言を随時実施し、相談しやすい環境づくりと、相談窓口の周知啓発を図ります。子どもやその家族をはじめ、どなたからの相談にも応じられる相談体制を充実させます。	こども家庭課
101 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、産後も安心して子育てができるよう、産後ケア事業、産婦健康診査助成、産前・産後サポート事業などの事業を展開していきます。	こども家庭課
102 こども家庭センターの設置【新規】 母子保健・児童福祉の両機能を持つこども家庭センターを設置し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や情報提供など、一体的な支援を行います。	こども家庭課



具体的施策2 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されています。また、子ども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があるため、必要な支援につなぐ上で課題とされています。

なお、地方公共団体における取組にばらつきがあることなどから、国は、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

本市では、支援を必要とするヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくため、福祉、介護、医療、教育機関等の関係機関が連携して取り組むなど、ヤングケアラーの支援体制の強化を重点課題として推進します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
103 ヤングケアラーへの理解の促進【新規】	こども家庭課 教育総務課
子ども本人や保護者をはじめ、子どもに関係するすべての人を対象に、ヤングケアラーの概念や早期発見の着眼点などについて、ポスター掲示や研修の実施などにより、ヤングケアラーへの理解を深めるよう周知に努めます。	
104 ヤングケアラーへの支援体制の整備【新規】	社会福祉課 こども家庭課 高齢者福祉課 教育総務課
支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別に具体的な支援につなげるため、学校等において実態調査を定期的に行うよう取り組みます。また、支援に関する理解を深め、関係機関が連携してヤングケアラー本人の意向を尊重しながら対応することができるよう、職員研修等を実施します。 また、把握したヤングケアラーを適切な支援につなげるヤングケアラー・コーディネーターの配置を進めます。	

具体的施策3 ひとり親家庭への支援の充実

令和2年の国勢調査によると、本市の母子世帯は343世帯（一般世帯の1.41%）で、父子世帯は27世帯（一般世帯の0.11%）となっています。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の86.3%、父子家庭の88.1%が就労しており、母自身の平均年収は272万円（うち就労収入は236万円）、父自身の平均年収は518万円（うち就労収入は496万円）となっています。特に母子家庭では、経済的な支援が必要な状況に加え、物価上昇や生活費の負担増といった近年の社会的な変化により、さらなる支援が求められています。そのため、ひとり親家庭への支援として、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図り、総合的な支援を適切に実施します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
105 ひとり親家庭等の福祉の充実	
児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。 ひとり親家庭等に対し、保育所や放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	子育て支援課
106 ひとり親家庭への就労支援	
ひとり親家庭の自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	子育て支援課
107 母子父子自立支援員による支援の充実	
母子父子自立支援員がひとり親家庭に対し、生活全般の相談に応じ、経済・教育など様々な問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に向けた支援の充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭課
108 母子父子寡婦福祉資金の貸付	
20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付（無利子）を行います。	子育て支援課 こども家庭課

具体的施策4 経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援

【 経済的に困難を抱える子ども・家庭の現状と背景 】

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、養育の問題など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待等のリスクが高まるなど、悪影響を及ぼすことも考えられます。こうした状況から、子どもや保護者の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

国は、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、法律の名称は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

本市では、子どもの貧困の解消に向けた対策を重点課題として、家庭、学校、地域、行政が一体となり、総合的な貧困対策を推進します。

【 具体的事業 】

1 早期発見のための取組の強化

妊娠期から20歳代前半までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、支援が必要な家庭等の早期発見に努めます。

No./事業名/事業内容	担当課
109 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん全戸訪問事業）【再掲】	こども家庭課
生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、子どもの健全な発育を促します。	
110 育児不安等に関する相談体制の整備【再掲】	子育て支援課 こども家庭課
こども家庭センターにおいて、電話・来所（面接）による育児相談や健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。また、子育て支援センターハニカムや保育所等及び家庭相談員による相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	
111 乳幼児栄養指導の充実【再掲】	こども家庭課
乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。	

No./事業名/事業内容	担当課
112 母子父子自立支援員による支援の充実【再掲】	子育て支援課 こども家庭課
母子父子自立支援員がひとり親家庭に対し、生活全般の相談に応じ、経済・教育など様々な問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に向けた支援の充実を図ります。	
113 地域における相談活動の充実【再掲】	市民生活課 社会福祉課
民生委員・児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	

2 生活支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

No./事業名/事業内容	担当課
114 生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図ります。	
115 母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲】	子育て支援課 こども家庭課
20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付（無利子）を行います。	
116 障がい児在宅福祉サービス等の充実	社会福祉課
児童発達支援、放課後等デイサービス*等の障害児通所支援の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。	
117 生活保護制度	社会福祉課
生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。保護は生活扶助とその他の扶助（教育・生業・医療等）があり、保護を受ける人の世帯構成や収入等の状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。	

No./事業名/事業内容	担当課
118 公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取組の推進【再掲】	生涯学習課
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、子どもたちに、様々な学びや体験活動の場を提供していきます。また、土日に公民館等の施設を利用して、各種子ども向け講座や親子で体験できる講座、東総工業高校の協力を得て実施するものづくり科学教室、ミュージカルや映画の鑑賞会等を開催します。	

3 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるよう学校とともに地域における教育の支援を行います。

No./事業名/事業内容	担当課
119 思春期における心の問題の対応【再掲】	教育総務課
児童生徒の心の問題に対応できるよう、教育相談担当教員、養護教諭、市内全校配置のスクールカウンセラーの活用を図ります。	
120 キャリア教育の充実【再掲】	教育総務課
学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。職業体験や地元企業等による講演会を実施し、自分の役割や将来の生き方を考え、勤労観・職業観を育む活動を推進します。	
121 育英資金給付事業	教育総務課
特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校・大学等への修学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図ります。	
122 要保護準要保護児童・生徒援助費	教育総務課
経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育法に基づいて必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	
123 進学準備給付金	社会福祉課
大学等へ進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。	

4 就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

No./事業名/事業内容	担当課
124 ひとり親家庭への就労支援【再掲】	子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	
125 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【再掲】	教育総務課
市内すべての小学校区において放課後児童クラブを開設します。各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実に努めます。	
126 ひとり親家庭等の福祉の充実【再掲】	子育て支援課
児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。 ひとり親家庭等に対し、保育所や放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	

5 経済的支援の充実

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度について、必要な方に迅速に対応できるよう周知に努めます。

No./事業名/事業内容	担当課
127 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）【再掲】	こども家庭課
妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊婦健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	
128 支出を抑える地域の活動支援	子育て支援課
子育て支援センターハニカムのゆずりあい広場で、子育てに関する用品の交換など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。	
129 子育て家庭への経済的支援の充実【再掲】	子育て支援課
国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。0歳から高校生年代までの児童が支給対象となります。 子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生まで（入院のみ中学3年生まで）の助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生までを対象として、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	

No./事業名/事業内容	担当課
130 旭市独自の子育て支援サービスの充実【再掲】 第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する 出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、 紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、保育所等に通園する 第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。	子育て支援課
131 幼児教育・保育無償化制度【再掲】 子ども・子育て支援法の改正により、幼児教育・保育の利用料の一部が 無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわた る人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う 家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
132 学校給食費の無償化【再掲】 市内小・中学校に通学する児童・生徒の給食費無償化を実施し、子育て 世帯の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
133 生活福祉資金貸付制度 他からの融資が受けられない所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常 生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障がい者（身体障害 者手帳所持）、知的障がい者（療育手帳所持）、精神障がい者（精神障害者 保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てるための貸付制度 で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。 資金の使途に応じ、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動 産担保型生活資金」の4種類の資金があります。 資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援とが一体となって、 借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。	旭市社会福祉協 議会



6 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

No./事業名/事業内容	担当課
134 こども家庭センターの設置【再掲】 母子保健・児童福祉の両機能を持つこども家庭センターを設置し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や情報提供など、一体的な支援を行います。	こども家庭課
135 虐待防止ネットワークづくり【再掲】 市及び児童相談所等の関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」において、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組みます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見・早期対応への取組を推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	市民生活課 こども家庭課 教育総務課
136 育児不安や虐待等に関する相談体制の整備【再掲】 こども家庭センターを中心に、子育て支援センターハニカム、保育所等及び家庭相談員による相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 こども家庭課
137 母子父子自立支援員による支援の充実【再掲】 母子父子自立支援員がひとり親家庭に対し、生活全般の相談に応じ、経済・教育など様々な問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に向けた支援の充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭課

具体的施策5 障がい児のいる家庭への支援の充実

自閉症*、学習障害（LD）*、注意欠陥多動性障害（ADHD）*などの発達障がい*及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの希望や年齢、障がいに応じた支援につなげるための情報提供、相談支援、専門的な支援の充実が必要です。

また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・療育を目指した乳幼児の健康診査の推進が求められています。そのため、障がいの早期発見や療育に向けた取組を強化するとともに、乳幼児期からの相談体制を整備し、各施設や関係機関と連携することで、切れ目のない支援を提供します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
138 障がい児保育への対応 保育所等や放課後児童クラブで、障がいのある児童の受入に努め、施設設備、職員の適正な配置等により体制の充実を図りながら、障がいのない児童との統合保育を行い、障がい児保育の充実を推進します。	子育て支援課 教育総務課
139 医療的ケア児*支援体制の整備 保育所等や小学校において、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる体制を整備していきます。	子育て支援課 教育総務課
140 児童発達支援センター*の整備の推進 障がい児の早期療育のために、小児リハビリテーション、療育相談等を行う児童発達支援センターの整備を推進します。整備にあたっては、児童発達支援センターによる地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等を活用した地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。	社会福祉課
141 障がい児在宅福祉サービス等の充実【再掲】 児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。	社会福祉課
142 乳幼児健康診査による障がいの原因となる疾病等の早期発見、治療の推進 乳幼児健康診査で、発育、発達等の遅れの疑いがある場合、医療機関への精密検査票の発行や相談先を紹介し受診を勧奨します。また、ことばや発達の相談の場で心理相談員や言語聴覚士による相談を行います。	こども家庭課

No./事業名/事業内容	担当課
143 相談体制の整備 相談支援事業により、障がい児の療育相談に特化した相談所を（社）ロザリオの聖母会 ロザリオ発達支援センターに設けます。また、地域活動支援センター等において、障がい者全般の相談に応じます。 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携し、障がい者やその家族等からの各種相談に応じられる体制の充実を図ります。 障がい児の就学や保育所等への入所についての相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
144 関係機関との連携等 こども家庭センター、子育て支援センター、こども発達センター、特別支援学校等の関係機関との連携を強化し、保護者の不安を軽減するよう努めます。 平成 25 年度に市が設置した旭市こども発達センターにより、児童発達支援事業の拡充を図ります。 旭市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整、推進します。	社会福祉課 子育て支援課 こども家庭課
145 特別支援学校卒業生の就労支援 東総就業センター・地域生活支援センターを中心に、地域自立支援協議会、教育、福祉等の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図ります。 福祉作業所における就業体験の実施等就職の支援を図ります。	社会福祉課



具体的施策6 外国につながるのある子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援は、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や文化、慣習の違いによって生活に困難や戸惑いを感じる方も少なくありません。こうした課題に対応するため、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を充実し、外国籍の住民を含め、すべての市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
146 ホームページの多言語対応	秘書広報課
日本語が不自由な外国籍の市民などに、市の情報を提供し理解してもらうため、外国籍の市民が公用語とする言語などへの翻訳に適切に対応したホームページ作りを進めます。	
147 外国語表記のチラシ・ごみ袋の作成	環境課
外国語で表記したごみ分別のチラシ「ごみの分け方・出し方」を作成し、希望者に配布するとともに、ホームページにも掲載し周知します。また、指定ごみ袋表面にも外国語を表記し、市内に住む子育て世帯を含む外国人に情報を提供していきます。	
148 帰国子女及び外国籍の子どもとのコミュニケーション向上	教育総務課
小・中学校に自動翻訳機を導入して活用することにより、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもとの学校生活におけるコミュニケーション向上を図ります。	
149 やさしい日本語での情報提供	子育て支援課
外国籍の保護者等へ、子育てに関する情報をわかりやすく発信します。各種サービス、保育所等での連絡について、多国語での表示や、翻訳機器等を用いた説明等を行います。	

第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開



第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開

第1節 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付*と地域型保育給付及び未移行の幼稚園、認可外保育施設等の利用支援である施設等利用費からなる「子ども・子育て支援給付」と、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

また、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業には「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」が新たに位置づけられるとともに、令和8年度からは「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の開始を予定しています。

〈新制度における給付・事業の体系〉

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

施設等利用費

- 幼稚園（未移行）
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

※現在、旭市内に幼稚園はありません。

地域子ども・子育て支援事業

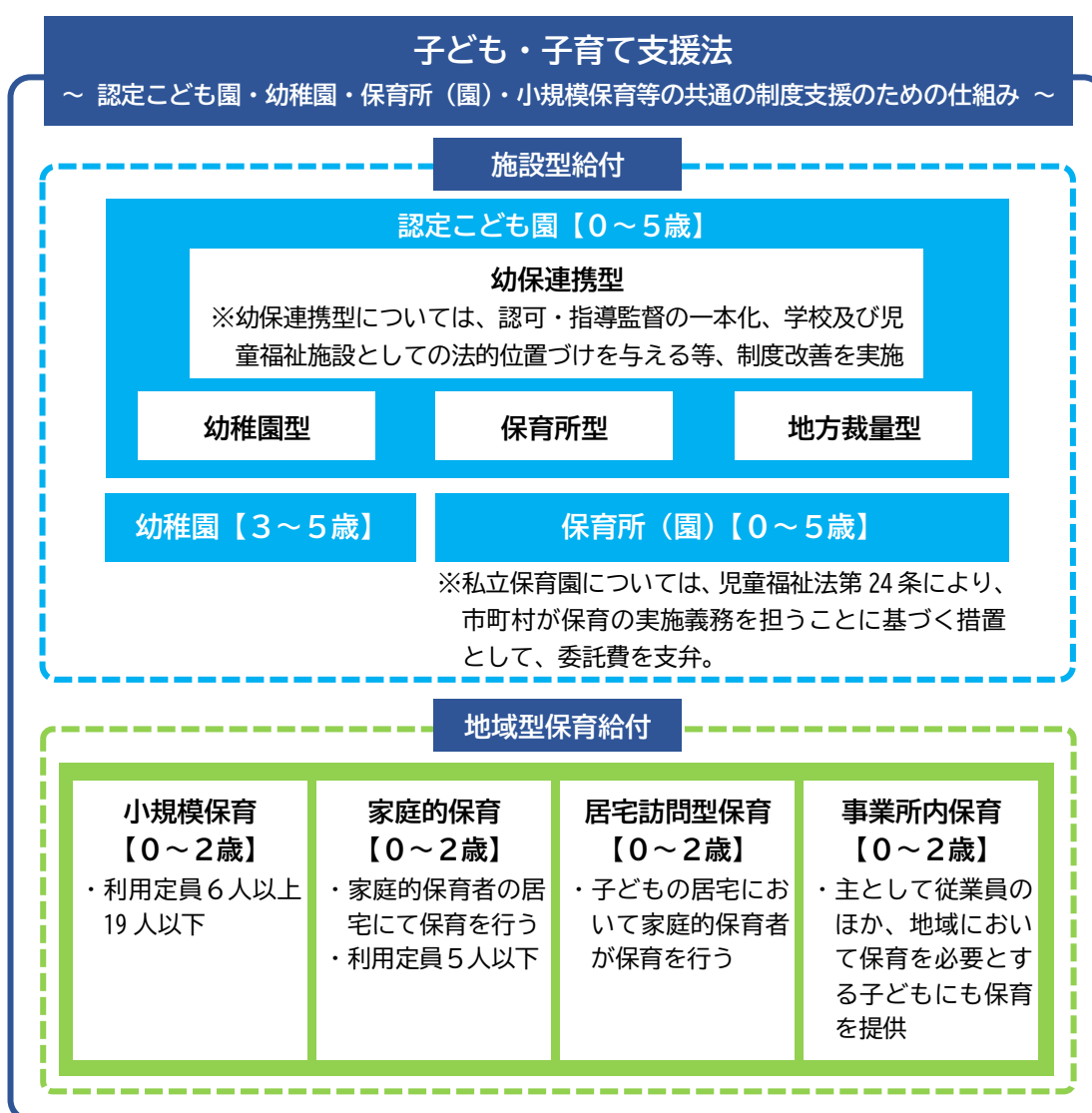
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業（その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰産後ケア事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）

第2節 新制度における給付制度

新制度では、「3歳以上のすべての子どもへの幼児期の教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入しており、認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。

子ども・子育て支援制度の下、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

〈給付の対象となる施設・事業〉



第3節 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

1. 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われ、認定区分により利用できる施設や時間が決まります。

〈認定の種類〉

認定区分	対象となるお子さん	利用時間	施設・事業
●1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園
●3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業*

2. 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア. 就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ. 就労以外の事由

保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族等の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア. 保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（1日最大 11 時間の保育）

イ. 保育短時間

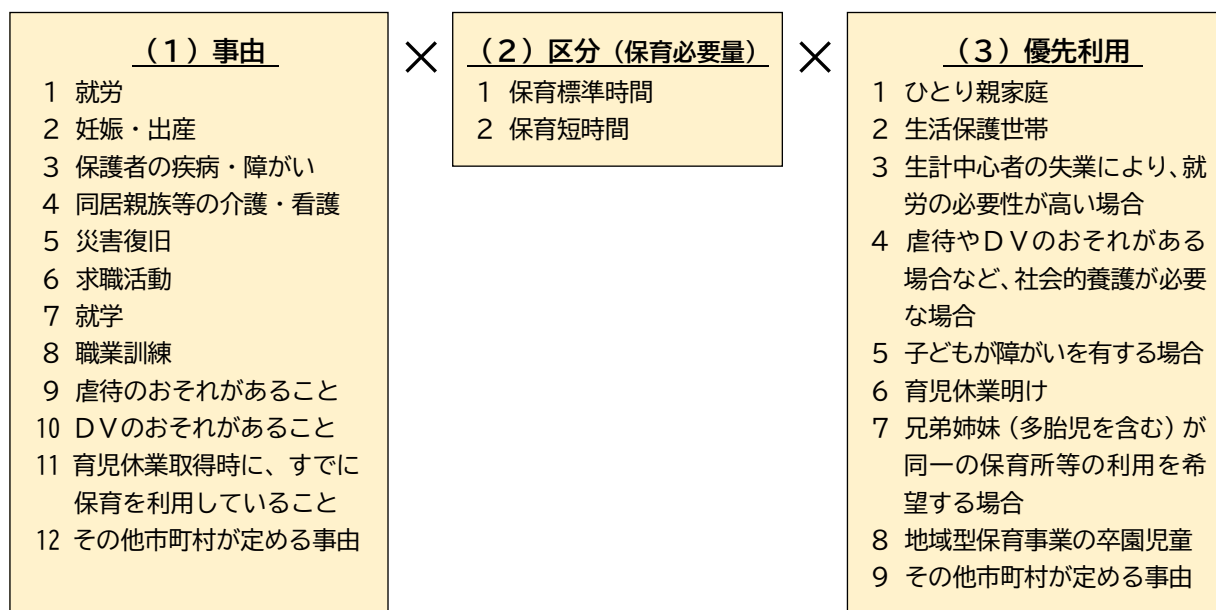
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（1日最大8時間の保育）

※旭市では、下限時間を 48 時間以上と設定

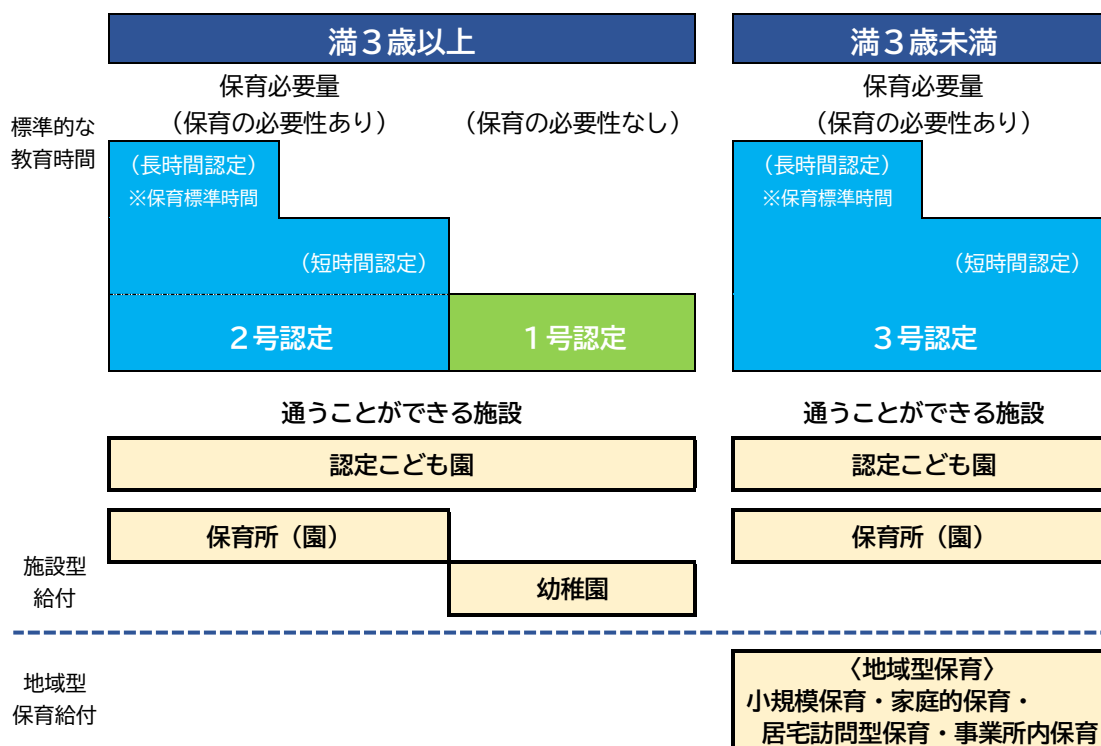
(3) 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

〈新制度における給付・事業の体系〉



〈認定と利用の関係〉



第4節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針でも、同様に、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

そこで、本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を広げられるよう、交通事情による利用者の通園等の動線、地理的条件などを考慮し、市内を一つの単位として区域の設定をします。



第5節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みと確保方策（確保体制）は次のとおりです。量の見込みは、各施設における事業の実績（利用率、伸び率）、児童人口推計等を勘案し、算出しています。なお、施設型給付及び地域型保育給付の1号認定・2号認定・3号認定の内訳は、教育・保育の利用実績及び旭市に居住する児童の見込みから算出しています。

〈市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みと確保方策の内訳〉

単位：人

		令和6年度（実績見込み）					令和7年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		188	980	55	196	323	174	975	47	205	253
②確保の内容	特定教育・保育施設*	160	1,039	113	230	342	195	1,095	113	236	304
	特定地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	3	3	3	0	0	3	3	3
	確認を受けない幼稚園	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	400	1,039	116	233	345	195	1,095	116	239	307
②-①		212	59	61	37	22	21	120	69	34	54
		令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		170	905	46	201	251	165	877	45	196	246
②確保の内容	特定教育・保育施設	191	1,006	112	225	283	185	976	111	220	277
	特定地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	3	3	3	0	0	3	3	3
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	191	1,006	115	228	286	185	976	114	223	280
②-①		21	101	69	27	35	20	99	69	27	34
		令和10年度					令和11年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		155	828	44	191	239	156	834	43	186	233
②確保の内容	特定教育・保育施設	174	923	110	214	270	175	929	109	209	263
	特定地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	3	3	3	0	0	3	3	3
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	174	923	113	217	273	175	929	112	212	266
②-①		19	95	69	26	34	19	95	69	26	33

2. 教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合は、令和6年度には78.7%となっています。すでに女性就業率は高い状況にあることから、保育ニーズへの需要は高止まりしていると考えられます。また、育児休業の取得が促進されるなど、職場環境における子育て世帯への理解も進んでいることから、令和11年度には75.1%になると予測されます。

〈教育・保育事業の利用者数〉

単位：人

	0～5歳の人口	教育・保育事業の利用者数	0～5歳の人口に占める割合
令和6年度	2,213	1,742	78.7%
令和11年度	1,934	1,452	75.1%

3. 教育・保育事業利用者の割合の内訳

教育・保育事業を利用する割合の内訳は、令和11年度には、保育所(園)52.2%、認定こども園22.9%になると予測されます。

〈教育・保育事業の施設数〉

単位：施設

	施設数 合計	幼稚園	保育所(園)	認定こども園	小規模保育
令和6年度	22	1	18	3	0
0～5歳の人口に占める割合	78.7%	2.1%	54.8%	21.8%	0.0%
令和7年度	21	0	17	4	0
令和8年度	20	0	16	4	0
令和9年度	20	0	16	4	0
令和10年度	20	0	16	4	0
令和11年度	19	0	15	4	0
0～5歳の人口に占める割合	75.1%	0.0%	52.2%	22.9%	0.0%

第6節 子ども・子育て支援給付

1. 施設型給付費

(1) 認定こども園

- ・民間の幼稚園型認定こども園4施設へ運営費を給付しています。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 ※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内利用者	475	479	504	478	465	443	443

※令和6年4月1日現在実績

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受入れ体制の充実を図ります。

(2) 認可保育所

- ・民間の認可保育所6施設へ運営費を給付しています。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 ※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内利用者	526	516	497	478	464	443	441

※令和6年4月1日現在実績

【見込み量確保に向けての方策】

- ・現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受入れ体制の充実を図ります。

2. 地域型保育給付事業

旭市では施設型給付事業に加え、地域型保育事業を実施する施設に対し、保育の質を確保した上で、地域型保育給付費を支給します。

(1) 家庭的保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者※の居宅その他の場所で保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

※家庭的保育者：市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

(2) 小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設で保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

(3) 事業所内保育事業

事業主（企業）等が、従業員の主に満3歳未満の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

(4) 居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」については、多様なニーズの把握に努め、保育サービスの充実を図ります。

3. 施設等利用費

「幼児教育・保育の無償化」の施行に伴い、「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」以外で、市から認定を受けた子どもが、市から確認を受けた施設・事業を利用した際に要する費用（利用料）を給付します。

（１）預かり保育事業

- ・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額 11,300 円まで利用料を無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内利用者	43	48	71	71	71	71	71

（２）一時預かり事業

- ・認定こども園や認可保育所の一時預かり事業の利用に際し、月額 37,000 円まで無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内利用者	4	2	2	2	2	2	2

（３）認可外保育施設等

- ・認可保育所や認定こども園等を利用できず認可外保育施設等の利用に際し、3歳以上児月額 37,000 円（3歳未満児のうち住民税非課税世帯 42,000 円）までの利用料を無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内利用者	0	1	2	2	2	2	2

第7節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援の一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施する事業です。

- 母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するものです。
- こども家庭センター型：母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う機関で、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目ない支援を行うことを目的とするものです。

【市の現状】

本市では、就学前の教育・保育施設への入園相談や情報提供、各種地域子ども・子育てサービスの利用についてのコーディネートを行っています。

保健師や助産師、家庭相談員が妊娠期から子育て期にわたる保護者の悩みや相談に対応しています。

【量の見込み】

単位：か所

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
母子保健型	1	1	—	—	—	—	—
こども家庭センター型	—	—	1	1	1	1	1

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる一体的な支援を提供します。

地域の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう、支援体制の強化を図るとともに、市民からの要望に適切に応えることができるよう、職員に対する研修の場の充実を図り、知識と能力の向上を図ります。

また、支援のために適切な調整ができるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の子育て家庭が気軽に集まることで、子育て中の親子の交流を深めたり、様々な子育て支援サービスを受けることができる場を提供することで、子育てを支援する事業です。

【市の現状】

本市では、それぞれの地域の実情に合わせ、6か所の地域子育て支援拠点が展開されています。子どもたちの健やかな成長を応援し、子育て親子をサポートしています。

【量の見込み】

単位：人回／年、か所

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,656	12,656	12,656	12,656	12,656	12,656	12,656
実施か所数	5	6	6	6	6	6	6

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査の受診費用を助成する事業です。

【市の現状】

妊娠期間中に必要な14回の妊婦健康診査及びH I V抗体検査、子宮頸がん検診（細胞診）、B型・C型肝炎ウイルス検査、H T L V - 1抗体検査、性器クラミジア検査の助成券を妊娠届出時に交付しています。また、里帰り等のため委託医療機関以外で受診された方に対しても償還払いにより助成しています。

【量の見込み】

単位：人回／年

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,052	4,059	3,951	3,845	3,750	3,668	3,585

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

妊婦と胎児の健康保持のため、医療機関との調整を図り、提供体制の確保に努めるとともに、母子健康手帳交付時に事業内容の説明を行い、健康診査の受診率の向上を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行う事業です。

【市の現状】

家庭訪問では、育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持ち質問票を使い、具体的な不安の解消に努めています。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	349	338	335	326	318	311	304

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対して、保健師や助産師が訪問できるように、人材の確保と育成を図ります。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、又は出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。

【市の現状】

若年妊婦及び精神疾患を持つハイリスク妊婦への訪問や、乳児家庭全戸訪問を通して、関係機関と連携を図りながら、支援の必要な対象者への指導、助言等を行っています。

【量の見込み】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	9	11	11	11	11	11

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

児童虐待に関する相談や乳児家庭全戸訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要とされる家庭に対し、組織的な支援体制の整備を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。

【市の現状】

旭市では実施していません。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

市内の事業者と連携を図りながら、子育て短期支援事業の実施の必要性などについて検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を行う事業です。

【市の現状】

旭市では、令和6年11月に旭市ファミリー・サポート・センターを開設し、会員を募集しています。入所説明会や、提供会員が子育てに関する知識や技術を習得するための子育てサポート講習会を実施しています。

【量の見込み】

単位：人日／年、か所

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	45	180	180	180	180	180
実施か所数	0	1	1	1	1	1	1

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

地域で安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指し、会員数の確保や活動の充実に努め、子育て家庭のニーズに合った提供体制の実現を図ります。

(8) 一時預かり事業【幼稚園型／幼稚園型以外】

【事業概要】

一時預かり事業の幼稚園型とは、認定こども園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

一時預かり事業の幼稚園型以外とは、家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。

【市の現状】

一時預かり事業の幼稚園型は、認定こども園1か所で実施しています。

一時預かり事業の幼稚園型以外は、公立保育所11か所、私立保育園2か所で実施しています。

【量の見込み】

単位：人日／年

一時預かり事業 【幼稚園型】	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,322	6,969	6,845	6,845	6,845	6,845	6,845

単位：人日／年

一時預かり事業 【幼稚園型以外】	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,174	1,142	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

一時預かり事業の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供事業者の参入を促進します。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育標準時間 11 時間（保育短時間にあたっては 8 時間）を超えて保育サービスを提供する事業です。

【市の現状】

本市では、公立保育所 11 か所、私立保育園 6 か所、認定こども園 3 か所で保育標準時間 11 時間（保育短時間にあたっては 8 時間）を超えて保育サービスを提供しています。

【量の見込み】

単位：人、か所

	令和5年度 （実績）	令和6年度 （見込み）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	314	323	295	284	276	263	262
施設数	18	18	18	18	18	18	18

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供体制の拡充を図ります。

(10) 病児保育事業

【事業概要】

児童が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

また、在園中体調不良児を保護者が迎えにくるまでの間、緊急的に対応する事業です。

【市の現状】

本市では、公立保育所1か所、私立保育園2か所、認定こども園1か所、民間事業所1か所で病児保育事業を実施しています。

【量の見込み】

単位：人日／年、か所

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	501	887	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494
施設数	4	5	5	5	5	5	5

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

仕事と子育ての両立支援の一環として、利用状況や利用意向等を踏まえ、病児保育事業を運営し、提供体制の確保に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間保育できない就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

【市の現状】

本市では、15 小学校区で 22 か所の放課後児童クラブを開設しています。

【量の見込み】

単位：人、か所

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	863	809	750	724	693	687	642
1年生	286	234	215	226	211	221	179
2年生	228	243	217	194	203	190	199
3年生	211	182	184	171	153	160	149
4年生	76	99	81	82	76	68	72
5年生	44	28	36	32	33	31	27
6年生	18	23	17	19	17	17	16
施設数	22	22	22	22	22	22	22
一体的又は連携 による放課後児 童クラブ及び放 課後子ども教室 (か 所 数)	0	0	1	1	2	3	4

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の利用状況や利用意向を踏まえて、民間の事業者の参入も含め受入れ体制の充実とサービスの向上を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は給食費の副食材料費用の一部を助成する事業です。

【市の現状】

新制度に移行していない幼稚園において、低所得世帯及び第3子以降の子どもの副食費に対して補助します。現在、市内に該当する施設はありません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

また、認定こども園において、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築するための事業です。

【市の現状】

旭市では実施していません。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」は、事業の実施方法について検討を進めるとともに、子育てに悩んでいる保護者に対して各種プログラムへの参加を促します。

(17) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

【量の見込み】

単位：人日／年

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	20	14	14	14	14	14

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

事業所の確保に努めるとともに、引き続き、利用者に向けて事業の周知をしていきます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込み】

単位：人日／年

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	332	335	335	335	335	335	335

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

引き続き、母子健康手帳の発行時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保護者の就労を問わず、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

【量の見込み】

単位：人日／月

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み				17	17	17	17

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの一覧

事業		単位	実績	見込み	量の見込み				
			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		人回／年	12,656	12,656	12,656	12,656	12,656	12,656	12,656
妊婦健康診査		人回／年	4,052	4,059	3,951	3,845	3,750	3,668	3,585
乳児家庭全戸訪問事業		人	349	338	335	326	318	311	304
養育支援訪問事業		人	10	9	11	11	11	11	11
ファミリー・サポート・センター事業		人日／年	0	45	180	180	180	180	180
一時預かり事業	幼稚園型	人日／年	6,322	6,969	6,845	6,845	6,845	6,845	6,845
	幼稚園型以外	人日／年	1,174	1,142	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
時間外保育事業 (延長保育事業)		人	314	323	295	284	276	263	262
病児保育事業		人日／年	501	887	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1年生	人	286	234	215	226	211	221	179
	2年生	人	228	243	217	194	203	190	199
	3年生	人	211	182	184	171	153	160	149
	4年生	人	76	99	81	82	76	68	72
	5年生	人	44	28	36	32	33	31	27
	6年生	人	18	23	17	19	17	17	16
産後ケア事業		人日／年	11	20	14	14	14	14	14
妊婦等包括相談支援事業		人日／年	332	335	335	335	335	335	335
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		人日／月				17	17	17	17

※令和6年10月末時点の実績見込値

資料編



資料編

1. 用語解説

【あ行】

ICTシステム	パソコンやスマートフォン、タブレットなどを活用してコミュニケーションを行うシステムのこと。
医療的ケア児	日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども。
エプロンシアター	エプロンを使った人形劇。保育士等のエプロンを舞台に、フェルトで作った人形などを動かして劇を上映する。

【か行】

学習障害（LD）	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
コーホート変化率法	年齢別・男女別の人口について、過去の人口実績（住民基本台帳）から「変化率」を求め、変化率に基づき将来人口を推計する方法。
コミュニティ・スクール	学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

【さ行】

施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた、児童福祉の専門機関。
児童発達支援センター	地域の障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
自閉症	生まれつき脳の機能に何らかの障がいがあるために、（１）対人関係の障がい、（２）コミュニケーションの障がい、（３）限定した常同的な興味、行動及び活動、の３つの特徴を持つ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。

ジョブサポートセンター	主に中高年や子育て中の女性などの再就職の促進及び就職後の定着を図るため、国（ハローワーク）と連携し、様々な支援をワンストップで行う総合支援施設。
スクールカウンセラー	学校に配置され、子どもの生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクールガードリーダー	児童・生徒の安全確保のため、学校や通学路を巡回し助言や指導を行う、教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察OBなど）。
SNS	Social Networking Service(Site)の略で、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

【た行】

地域型保育事業	子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	自分自身の意識や行動をコントロールすることの困難さを持ち、「不注意」、「多動性」、「衝動性」の3つの特徴があり、症状の現れ方は人によって異なる。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいで、通常低年齢において発現することが多い。
パブリック・コメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
バリアフリー	子ども、妊産婦、障がい者、高齢者等の誰もが不自由なく、社会生活を営む上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障がいを取り除こうという考え方。
ブックスタート事業	乳幼児から読書のよろこびやその心を育んでもらうため、絵本の支給などにより、読書に親しむきっかけづくり。
プレコンセプションケア	女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組のこと。
放課後子ども教室	すべての就学児童を対象として小学校の余裕教室等を活用して、放課後等に学習支援や活動を行う事業。

放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
------------	--

【や行】

ヤングケアラー	家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指す。具体的には、家族の介護、幼いきょうだいの世話、家計の管理、家族の精神的な支えなどが含まれる。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童等（児童虐待や保護者の養育支援が特に必要な児、望まない妊娠や精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会。
ユニバーサルデザイン	「年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備する」という考え方。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	---

2. 施設一覧

〔旭市役所〕

施設名称	住所	電話番号
旭市役所		
		62-1212（代表）
子育て支援課子育て支援班	旭市二の 2132	62-8012
子育て支援課保育所運営班		62-5313
子育て支援課保育所再編班		74-3770
こども家庭課母子保健班		63-8711
こども家庭課家庭児童相談班		85-8226
健康づくり課健康支援班		63-8766
社会福祉課障害福祉班		62-5351
教育委員会		
教育総務課総務班	旭市二の 2132	85-8617
教育総務課指導班		85-8634
教育総務課学校教育指導室		62-5353
生涯学習課社会教育班		85-8627

〔地域子育て支援拠点事業／子育て相談窓口〕

施設名称	設置場所	住所	電話番号
旭市子育て支援センターハニカム	市役所 2 階	旭市二の 2132	62-7099
サポートセンターつるまき子供の丘	鶴巻保育園	旭市蛇園 5354	50-3012
子育て支援センターたんぽぽ	干潟町中央保育園	旭市入野 2170-5	68-2120
子育て支援センターのびのびひろば	ひかり保育園	旭市飯岡 2115-2	57-2884
あさひこひつじ幼稚園子育て支援センターむすび	あさひこひつじ幼稚園	旭市二の 6544	63-3700

〔子育て援助活動支援事業／ファミリー・サポート・センター〕

施設名称	設置場所	住所	電話番号
旭市ファミリー・サポート・センター	市役所 2 階 （子育て支援センター ハニカム内）	旭市二の 2132	74-3793

〔相談窓口〕

施設名称	住所	電話番号
家庭児童相談室（こども家庭課）	旭市二の 2132	62-5362
教育相談（学校）（教育総務課）		62-5353
教育相談（家庭）（生涯学習課）		85-8629

〔児童発達支援事業〕

施設名称	住所	電話番号
旭市こども発達センター	旭市高生 1	74-3733

〔私立認定こども園〕

施設名称	住所	電話番号
あさひこひつじ幼稚園	旭市二の 6544	63-3700
旭幼稚園	旭市口の 898	62-0788
うなかみ幼稚園	旭市後草 1516	55-2643
いいおか幼稚園	旭市飯岡 2126-1	57-3332

〔公立保育所〕

施設名称	住所	電話番号
旭市立中央第一保育所	旭市ハの 58-6	62-2378
旭市立中央第三保育所	旭市イの 1835	63-7700
旭市立ふたば保育所	旭市二の 5127-8	85-6085
旭市立日の出保育所	旭市野中 4545	62-0704
旭市立とみうら保育所	旭市中谷里 3366	62-2600
旭市立共和保育所	旭市新町 771-1	62-0615
旭市立池の端保育所	旭市江ヶ崎 1057	62-3456
旭市立海上保育所	旭市岩井 196	55-3070
旭市立いいおか保育所	旭市萩園 1752-1	57-3242
旭市立まんざい保育所	旭市萬歳 356	68-2510
旭市立古城保育所	旭市鍋木 1966	68-2206

〔私立保育園〕

施設名称	住所	電話番号
サンライズベビーホーム	旭市口の 245-3	64-1515
ひがた保育園	旭市鎌数 9401-3	62-0397
おうめい保育園	旭市江ヶ崎 12-2	55-3328
鶴巻保育園	旭市蛇園 5354	55-3201
ひかり保育園	旭市飯岡 2115-2	57-2884
干潟町中央保育園	旭市入野 2170-5	68-2120

〔公立小学校・中学校〕

施設名称	住所	電話番号
旭市立中央小学校	旭市ハの 74	62-0142
旭市立琴田小学校	旭市琴田 2864-1	62-0876
旭市立干潟小学校	旭市鎌数 9508	62-2502
旭市立富浦小学校	旭市中谷里 3383-2	62-2700
旭市立矢指小学校	旭市椎名内 1278	62-0734
旭市立共和小学校	旭市新町 771	62-0179
旭市立豊畑小学校	旭市井戸野 2738	62-2581
旭市立鶴巻小学校	旭市蛇園 5533	55-2240
旭市立滝郷小学校	旭市清滝 821	55-3009
旭市立嚶鳴小学校	旭市高生 3610	55-2161
旭市立三川小学校	旭市三川 4643	57-2072
旭市立飯岡小学校	旭市飯岡 2020-1	57-2048
旭市立中和小学校	旭市清和甲 181	68-2046
旭市立萬歳小学校	旭市萬歳惣堀番外 1	68-2027
旭市立古城小学校	旭市鎬木 2699	68-2421
旭市立第一中学校	旭市ハの 2304	62-0159
旭市立第二中学校	旭市二の 2510-1	62-0049
旭市立海上中学校	旭市高生 77	55-2150
旭市立飯岡中学校	旭市横根 3746	57-2119
旭市立干潟中学校	旭市入野 2170	68-2456

3. 旭市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定により、旭市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第7項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、4年とし、連続して委嘱できる期数は、3期までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年旭市条例第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月20日条例第1号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4. 旭市子ども・子育て会議委員名簿

〔任期〕 令和3年12月1日～令和7年11月30日

※敬称略

No.	選出区分	氏 名	所属等	備 考
1	学識経験者	加瀬 壽一	教育・児童福祉等に関して広く、深い見識を持った方	会 長
2	〃	小橋 静枝	教育・児童福祉等に関して広く、深い見識を持った方	
3	教育関係者	小長谷 晶	旭市校長会 (旭市立萬歳小学校 校長)	令和6年 4月1日～
4	〃	鷲尾 美奈子	私立認定こども園 (うなかみ幼稚園 園長)	
5	保育関係者	田邊 房代	私立保育園 (おうめい保育園 園長)	
6	子育て支援事業に従事する者	高木 智子	地域子ども・子育て支援事業従事者	副会長
7	子どもの保護者	石井 高広	旭市PTA連絡協議会	
8	〃	栗林 千尋	私立認定こども園入所児童の保護者	
9	〃	伊藤 祐希	私立保育所入所児童の保護者	
10	〃	安藤 崇	公立保育所入所児童の保護者	
11	〃	佐藤 佑介	公立保育所入所児童の保護者	
12	〃	伊藤 直美	公立保育所入所児童の保護者	
13	〃	石井 順子	公立保育所入所児童の保護者	
14	その他市長が必要と認める者	神原 美加	旭市民生委員児童委員連絡協議会	
15	〃	柳 明美	旭市保健推進員協議会	

第3期旭市子ども・子育て支援事業計画
〈子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”〉

令和7年3月

発行 旭市

編集 旭市 子育て支援課

〒289-2595 旭市二の2132

TEL 0479-62-8012

URL <https://www.city.asahi.lg.jp>

